

環境社会配慮助言委員会

第25回 全体会合

日時 平成24年6月4日（月）14：30～19：24

場所 JICA本部 2階229会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

河添 柳先生と日比先生はいらっしゃることにはなっておりますが、ちょっと遅れているようです。もう始めていただいてもよろしいかと思うのですが、いかがでございましょうか。

では、ここから第25回の全体会議ということでお願いいたします。

村山委員長 それでは、始めさせていただきます。

今日は、まず案件の概要説明ということで2件あります。1つは、コスタリカの地熱開発事業の協力準備調査スコーピング案ということです。

それでは、まずご説明をお願いいたします。

住吉 本日は、お忙しいところをありがとうございます。産業開発・公共政策部エネルギー資源課、住吉と申します。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、コスタリカ国のグアナカステ地熱開発事業準備調査について、ご説明させていただきます。

この地区ですが、2カ所のサイトがございます。ラスパイラスとボリンケンの2カ所のサイトが対象になっております。今回、調査対象にしているサイトが、ボリンケンという地区になっております。

当プロジェクトの支援の意義をご説明させていただきます。支援意義、調査の背景でございますが、現在、コスタリカ国におきましては、経済発展に伴いまして、電力需要が年間4%から6%の割合で増加してきております。また、今後も年平均で約5%の高い成長を見込んでおります。この需要の伸びに対応し、安定した電力供給を構築するため、コスタリカ政府は、電力の供給力を増強したいというような方向性を持っております。ただ、もちろんカーボンニュートラルへの配慮、また再生可能エネルギー等の利用促進、また火力の利用の低下とあわせた水力に依存できない乾季用のベース電源というものに留意を払いたいと、コスタリカ政府は計画しております。

これらの電力需要の伸びに対応するために、現在の設備容量、約2,600メガワットから4,300メガワットまで拡張したいというのが先方の計画になっております。こちらのほうには、現在、2011年の設備容量、火力が530MW、水力が約1,700 MW、風力130 MW、バイオマスが約40 MW、地熱が195 MW、合計約2,600 MWになっております。これを2024年までに、右に見られるように火力等、トータルで4,300 MWまで増強させたいとしております。この中で地熱、これは黒線で囲っているエリアになりますが、2011年、現在の

容量は195 MWから150 MW増強させまして、合計で300 MWまで増強したいという計画を持っています。

次に、調査の概要です。調査の目的は、地熱資源に富むこのグアナスカステ州において、地熱発電の建設を目的とした円借款事業、グアナカステ地熱発電事業の形成のためのF/S調査を行うこととなります。対象地域は、ボリンケンの新規地熱発電所の建設、またラスパイラス地区、ここはもう既に既設の発電所がありますが、発電設備を拡張・増設する、この2つの調査になっております。今回の対象は、この色のついているボリンケン地区、情報収集・資源量評価、設計としては、新規の発電設備及び生産性、還元性の位置等の確認、そして環境社会配慮を調査の対象としたいと考えております。本案件のカテゴリー案件は、地熱発電所でございますので、カテゴリーAになっております。

引き続きまして、プロジェクトサイトの概要になります。こちらの緑色に書かれているところが国立公園、リンコン・デ・ヴィエハ火山国立公園となっております。ラスパイラス地区は、この南側にある青い丸で囲んでいる地域、そしてボリンケン地区が、この西側の左側の地域、赤く丸で囲んだ地域になっております。この2つの間に、存在する紫の地域ですが、NGOの土地です。この土地はNGOの所有ですが、このNGOは地熱発電をもって環境に優しい電力を使用したいというふうな目的を持っており、このNGOもその目的でこの土地を購入しているということです。

詳細なプロジェクトサイトを地図で見ていただきたいと思っております。地図の下側、ラスパイラス地区には既に発電所等が建築されております。このちょうど丸の中の真ん中あたりにあります。このあたりに発電所が既にあります。そして、井戸がこの地図に書かれているサイトで掘られております。今回の調査対象でございますボリンケン地区、左上のほうですが、このようなエリアになっており、この中には今のところ発電所等はございません。新設になります。

航空写真で見ていただきますと、このような状況になっております。

調査工程案と助言をお願いしたい事項でございます。現在のところ、ラスパイラスのスコピングといたしまして、一番左側のところ、ちょうど昨年8月に既にお願いしているものでございます。そして、その次にラスパイラスのDF/R、この左から3番目の緑の丸になります。これをこの12月にドラフトファイナルレポートとして考えております。そして、今回ご検討をお願いしたいのが、ボリンケンのスコピング、2012年の7月に書かれている左から2つ目の緑の丸ですが、こちらから、一番右端、ボリンケンのドラフトファ

イナルレポートという形で、2013年の8月にドラフトファイナルまでとなります。ラスパイラスでは、既に審査をお願いしております。今回は、このボリンケンのスコーピングのところ、この図ですと飛び飛びになってしまいますが、この位置に今ピンクの線があるところが対象になっております。助言内容といたしましては、スコーピングの案及びワーキンググループ会合、これは7月13日に開催させていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この案件に関して何かご質問ありましたら、お願いをいたします。

早瀬委員、どうぞ。

早瀬委員 2枚目のスライドの需要のところが少し、これ白黒でコピーされていて、ちょっとわかりにくいんですけども、需要量と供給量の関係についてもう一回ちょっと説明いただけますでしょうか。知りたいのは、今の供給計画の中で特にNPOの地熱という話がありましたけれども、そういったものは供給計画の中に位置づけられているのかどうかというのがちょっと知りたいんですけども。

宇多 まず、配付資料が白黒で一部見にくいところがあったという点、失礼いたしました。こちらが2ページ目のスライドでして、需要・供給量の話をしていただきますと、需要については4から6%、年によってこれは多少変動いたします。供給については余裕を持って年間6%の伸びで計画されております。

続いて、ご質問のNGOの働きかけと実際の地熱開発の関係についてですけれども、このスライドは3枚目でございます今回の調査対象で、3カ所、35メガワットの開発が想定されております。ここに掲載されておりますのはすべて新規に開発されるもので、最初の2018年開発想定がラスパイラス、前回、助言委員会をお願いしたものでございます。今回のボリンケンは、2019年にありますこの35の数字、地熱2でございます。こちらの開発計画と特にNGOとの動き、あるいは運動結果というのは直接的に連携しているものではありません。

村山委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

岡山委員。

岡山委員 すみません。それですと、今のところの補足なんですけど、地熱1というのがラスパイラス、それから地熱2というのがボリンケンで、地熱3というのはどれなんですし

ようか。

宇多 同じくボリンケンです。これから詳細調査がなされますので、どれだけの地熱資源があるかはまだ確定されておられません。この計画では、仮にボリンケンでもっと大きな熱源があった場合となります。この3の確定性というのは非常に低いものではありませんけれども、先方政府から出てきておりますこちらの電力開発計画に掲載されておりましたの。仮に名づけるとしたらボリンケン という名前になるかと思えます。

岡山委員 ありがとうございます。

村山委員長 ほかいかがでしょうか。

幸丸委員、どうぞ。

幸丸委員 この予想される主要な電力の消費地というのはどのあたりになるのでしょうか。

宇多 申しわけございません。今すぐ手元に詳細な情報がありませんので、ワーキンググループのときにお答えさせていただきます。

村山委員長 ほかいかがでしょうか。

作本委員から。

作本委員 作本です。

ラスパイラスのほうでは国立公園ということが最後のページに全般的事項の中に入っているんですけれども、今回のこの新しいボリンケンですか、こちらもやっぱり国立公園の地面の下にある地熱発電開発というような可能性があるのでしょうか。

宇多 現状について申しますと、今、先方の電力公社が想定している井戸を掘る位置がこちらの2カ所です。こちらは火山を中心に何帯か地脈帯が走っておりますが、井戸から仮に斜め掘りをしたとしましても、現時点での想定の間戸からですと、国立公園の地面の下に届くか届かないかぐらいです。もっとも詳細探査の結果、国立公園に近いところに、より有望な熱源があるということがわかった場合には、その位置から斜めで掘って行って、最終的には国立公園内の地面の下の熱源を利用する計画になる可能性もありえます。

作本委員 どうもありがとうございました。じゃあ、斜め掘りの可能性もこれからあり得るということでは、まだわからないという。

宇多 まだ結論は出ておりません。

作本委員 どうもすみません。大丈夫です。

村山委員長 では、松下委員、どうぞ。

松下委員 国立公園の件ですから、結構です。

村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。

このあたりの住民居住というか、そのあたりはいかがでしょうか。

宇多 前回、ラスパイラスで行った環境影響評価の結果によりますと、住民はおりませんので、住民移転を計画する必要性もないとの結論がラスパイラス地区では出ております。ボリンケンに関して、ホテルなどの営業をしている箇所は数カ所あるものの、住んでいらっしゃる住民は確認されておられません。

村山委員長 松下委員、どうぞ。

松下委員 すみません、ちょっと追加ですが、ボリンケンで2つある点、1つはあれは海岸でしょうか。

宇多 どちらも通常の陸の上にあります。画面上ずれているように見えますが、井戸の下に地熱資源があると想定しております。

村山委員長 よろしいですか。地図で白くなっているところは、海ではなくて陸地ということですね。わかりました。

では、よろしいでしょうか。ほかにもしなければ、この件についてはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。ワーキングが7月13日に予定されているということですので。

それでは、2つ目の案件に移らせていただきます。インドネシアの新港開発事業、こちらにもスコーピング案ということになっております。

準備は少し時間かかりますか。では、準備に時間がかかりそうですので、少しお待ちください。

今日は、ワーキンググループの会合、助言文書の確定が4件ありますが、第4議題で前回、若干議論がありましたウガンダの水力発電所の事業計画に関する説明が入っております。恐らく、これについてはそれなりの時間が必要だと思いますので、できればそれまでのものについては端的にご議論をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

河添 スケジュールの確認から先に始めましょうか。

村山委員長 そうですね。

河添 わかりました。

では、議題の2 - 3のところから、始めさせていただきます。

別紙1参照でございますけれども、今後のワーキンググループの予定及び全体会合の予

定です。今日、まず確認させていただくのが、今お話がありましたコスタリカのグアナカステ地熱開発事業、このワーキンググループを7月13日に行いたいと思っております。この委員の方が、田中先生、二宮先生、早瀬先生、満田先生ということで予定しております。

話が前後して恐縮ですが、ここで話ししておかなければいけないことが1つありまして、この7月以降の予定ですが、これは既に皆様には通知はしておりますけれども、助言委員に応募いただき、合格とさせていただいた皆様でございますので、あらかじめお知らせさせていただきます。

なお、一番最後の紙に今後の予定と書いてありますけれども、23名の方のお名前が掲載されております。第2期といいますか、次の助言委員においてはこの23名の皆様をお願いしたいと考えている次第であります。今後、守秘義務に関する同意書を皆様にお届けさせていただき、同意していただいた方について委嘱状を交付させていただきます。その交付が終わったら正式に委員として委嘱させていただく形になります。

以上です。

村山委員長 では、概要説明のほうに戻らせていただいて、先ほどのインドネシアの新港開発事業、ご説明をお願いいたします。

荒木 すみません。それでは、インドネシア、チラマヤ新港開発事業準備調査の事業概要説明をさせていただきます。経済基盤開発部、荒木と申します。よろしく申し上げます。

まず、本件の背景を簡単にご説明いたします。

ジャカルタでは、今首都圏のすぐ北部にタンジュンプリオク港という既存の港があるんですが、リーマン・ショック以降、2009年から順調に取り扱い量の回復及びコンテナ量を取り扱い量の急増を見せてきておりまして、タンジュンプリオク港では数年以内に取り扱い貨物量が限界を超えるというふうに言われております。まず、そういう状況で、タンジュンプリオク港の拡張というものが今は急がれている状況ですが、幾ら拡張したところで、背後圏のジャカルタの交通容量がもう既にパンクに近づいているという状況で、新しい港を別の場所につくる必要があるということが随分前から言われてきております。こういった状況を受けて、昨年度、JICAはジャカルタ首都圏港湾のフォアマスタープラン調査を行いまして、図の右側ですね、首都圏から約60キロ東のチラマヤというところに新しい港をつくる計画を提案されました。

チラマヤ新港の場所なんですが、図にお示ししていますように、カラワンという工業団地の近くにありまして、ここには日系の自動車メーカーを含め、いろんな日系の企業も進

出している工業団地です。ここに非常に近く、チラマヤというのは、ここに港をつくった場合、ジャカルタ首都圏の交通も東側に分散でき、かつ日系企業を初めとした民間企業の港への簡単なアクセスというのにも寄与するというふうに考えられております。このチラマヤの場所の選定に当たっては、昨年度のフォアマスタープランで既存タンジュンプリオク港の拡張を含め、全部で9つの場所をまずは選んで、そのうち最適な場所として提案されたものです。

さらに、インドネシアの国策との整合性なんですけれども、まず2011年5月に発表された2025年までの経済開発マスタープランというものにおいても、タンジュンプリオク港の拡張とともにチラマヤ新港開発というものが記載されております。また、日本とインドネシア、両国間で合意されたMPA、インドネシアのインフラを整備する大きな枠組みですけれども、ここにおいても2013年度内の着工を目指す早期実施事業候補案件というものにチラマヤ新港というものが明記されております。

本件、この協力準備調査の対象事業ですが、まず港湾はPhase とPhase に分かれています。Phase は2020年、Phase は2025年を対象としていて、このF/SはPhase のみを対象としているので、したがってEIA、LARAPの対象というのもPhase のみに限っております。もちろん、港をつくと同時にアクセス道路が必要なので、こちらについても今回のF/Sの対象です。アクセス鉄道は、先方の要望があって、今回、調査の範囲に入れてはいるんですが、かなり、最初の図でお示したんですが、既存の幹線道路から港まで30キロ程度ということで、鉄道をすぐにつくってもペイしないという状況もあって、こちらはあくまでももう少し長期の視点に立って、インドネシア全体でどういうふうに鉄道のネットワークというものを考えていくかということ調査の対象に入れております。

こちらは事業概要なんです、目的は先ほど申し上げたとおりです。実施機関は、運輸省海運総局、DGSTというところになります。事業概要は、港湾と航路とアクセス道路の3つからなりまして、港湾はコンテナターミナルと自動車ターミナルとオイルバースから構成されています。ここにコンテナターミナルというところに、岸壁延長840メートル掛ける水深17掛ける4バースというふうにお書きしていますが、このうちの2バースがPhase 、すなわち今回のF/Sの対象、次にやる岸壁延長480掛ける水深12.5掛ける2バース、これの1バースが今回のF/Sというふうになっています。したがって、Phase とPhase で各375万TEUを扱う規模なんです、そのうちPhase のみが今回のF/Sの対象です。

こちらがチラマヤ新港の位置をもう少し拡大してお示したものです。左下にジャカル

タ・チカンベック有料道路とありますが、こちらが今のジャカルタ首都圏からつながっている、もう既にある有料道路です。ここから赤い丸で示しておりますインターチェンジ、ここはジャカルタから約東へ60キロ地点ですが、ここからアクセス道路を新規に30キロ建設してチラマヤ新港へとつなぐ計画です。

こちらは港湾のざっとした絵なんですけれども、黄色い部分がPhase、今回のF/Sの対象です。左側の四角2つがコンテナターミナルで、U字型になっているんですけれども、U字型のこの底辺部分が自動車ターミナル及びオイルバースを考えております。バックアップエリアというのは、電力の供給であったり空コンの蔵置だとか、そういったものを使う予定です。水色に塗ってある部分が港湾内の泊地及び航路になります。

こちらが港湾建設予定地の現地の風景です。左上の図にありますとおり、ここは非常に遠浅で、かつ沼地のようなところなんです。マングローブの生えているところでもあって、非正規居住者というのは余りいないんですが、余りというか確認されていないんですが、正規の居住者が養殖や漁業を営んでいるエリアということです。

こちらがアクセス道路の計画の概要なんですけれども、現在、高架式、上のパイルスラッグと盛り土式の2つで検討しておりますが、基本的に30キロの大部分において高架式を採用する予定です。これの高架式の採用理由なんですけど、先方から非常に強い要望があって、まずはアクセス道路を建設する予定地は非常に豊かな田園地帯であって、このあたりが農業の増産を優先的に政策として進めてあるということ、またコミュニティの分断を避けるということ、また盛り土にすると、沿線に非正規居住者がいろいろなお店を開いて張りついたりとか、そういった問題が出てくるので、先方の強い要望によって大部分のエリアは高架式で今現在検討されています。当然、それに従って事業費も大幅に増えてきます。

こちらがアクセス道路計画地周辺の状況です。今少しお話ししたとおり、水田が一面に広がっていたりですとか、川が近くにあって、民家が近くにあるというような場所でした。

今回の助言の環境社会配慮の内容なんですけれども、まずは7月2日に第1回目のワーキンググループを予定させていただいております、こちらではアクセス道路と港湾のPhaseについてのEIAのスコーピング案というものを助言いただきたいと思っております。本件はカテゴリーAに分類されます。理由は、アクセス道路の建設に当たって約250軒程度の家屋の移転が発生する見込みであるという今調査の報告であることと、港湾の北西部にサンゴ礁のエリアが存在することが見られるということが理由です。

最後になりますが、これが全体のスケジュールです。もともとは、こちらは3月までの

調査の予定だったんですけれども、先ほどお話ししたMPAのファーストトラックにも挙げられているということ、先方から調査をできるだけ可能な限り早く終了してほしいということで、2カ月程度早めて、2月末に終了する予定になっています。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問ありましたら、お願いいたします。

満田委員。

満田委員 これはPhase とPhase に分かれているわけなんですけど、このJICAが支援の対象としているEIA、LARAPの対象範囲というのはどういうものなんでしょうか。Phase のみなんでしょうか、それともすべてを含んでいるんでしょうか。

荒木 Phase のみです。こちらの図のPhase のみが対象かということですね。

満田委員 そうなんでしょうか。

荒木 はい。Phase のみが対象です。

満田委員 通常、EIAを支援するときに、事業の一部のみのEIAを支援するのは、つまりEIAとして事業の全体をスコープに含まなくては事業の全体の影響というのを把握できないと思うんですが、それはいかがなんでしょうか。

荒木 私の理解としては、EIAの範囲とF/Sの範囲というのは連動するのかなと思っていたんですけれども。F/Sの範囲というのは、今回の協力準備調査のスポット・オブ・ワーク、先方とのミーツでPhase 、短期開発事業のみというふうになっていたんで、EIAもそれだけに限られるのかなと思っていたんですけれども、そうではないんですか。すみません。じゃあ、その辺確認して、ワーキンググループにお伝えします。

村山委員長 よろしいですか。

高橋委員。

高橋委員 アクセス道路についてちょっとお伺いしたいんですけれども。これは基本的には高架式ということなんですけれども、3ページ目ですか、事業概要の航空写真みたいな、これのところにおおよそアクセス道路の位置が入っていますね。線形はこれから具体的に詰めていくんだらうと思いますけれども、この家屋移転との関係で、基本的には既存の道路沿いにここに高架をつくっていくということなんでしょうか、それとも全くそれは関係なく線形を考えていくという。今の段階ではどうでしょうか。この写真を見ると、何となく白い既存の道路があって、そこに道路をつくるのかなと。写真はそうですね、それで

ね。

荒木 既存の道路を拡張したり上に高架をつくったりというエリアの部分もありますし、全く何も無いところに新しく道路をつくる部分もあるように解釈して、この線形は既に、インテリム・レポートはまだ出ていないんですが、現時点では3つの線形の中から住民の移転数ですとか種々の条件を比較して、こちらが一番いい線形だと、適切な線形だというふうに提案されてきておりまして、こちらが先方政府としても今回のアクセス道路の法線であるというふうな認識はもうとれています。

村山委員長 では、平山委員、どうぞ。

平山委員 9ページとの関係なのですけれども、左の一番上の写真がマングローブの生育している泥地であるというお話だったのですけれども、これは新港計画の周辺ということで、新港はここにはかからないと理解していいのかどうかということ、もし何らかの影響があるのであれば、ラムサール条約等との関係というのをどのように考えておられるのかという、これが第1点目でありまして、第2点目が、これは12ページですけれども、近隣にサンゴ礁が存在すると書いてありますけれども、泥地の近隣にサンゴ礁があるというのもどういう位置関係になっているのかなということとか、それから海洋関係の保存地区の指定の状況とかそういうのはないのかどうかということをお教えいただきたい。

荒木 ありがとうございます。まず、最初の写真についてですが、こちらはまさに今回、港をつくらうとしているエリアの状況です。これは写真なのでもちろん撮影者は沿岸にいるんですけれども、ここから同じような状況がずっと遠浅で続いていまして、そこに港をつくる予定です。なので、非常に浚渫は膨大な量が発生すると見られます。

また、ラムサール条約との関係については、すみません、ちょっと把握していないので、調べてからご回答することとしまして、サンゴ礁は新港建設予定地の北西部にあるんですが、もちろんサンゴ礁はあるので、多少沖合いに行ったら、このような泥地でなく、海洋性が普通にあるようなところですよ。そこにサンゴ礁のエリアが広がっているというふうに理解しています。そのサンゴ礁のエリアについても報告書でももちろん示すようにします。

平山委員 1つだけ確認ですけれども、現在、国立公園等の指定というのはいわゆる行われていないということによろしいのでしょうか。

荒木 すみません。それもちょっとあわせて確認させていただければと思います。

村山委員長 松下委員、どうぞ。

荒木 すみません。ちょっと今の質問。国立公園というか、保護区に指定されているの

は、タンジュンプリオク港、既存のジャカルタの港の北西部にも森林の保護区というのはあるんですけども、今回サンゴ礁のエリアとなっているのは保護区になっているというふうな情報は今のところありません。ただ、サンゴ礁はあるということが確認されています。すみません。

松下委員 10ページのスライドですが、高架式にすることによって周辺の土地利用への影響を低減するというのですが、これは具体的にどういうことで低減されるのでしょうか。例えば、移転家屋が高架式にすることによってどの程度変わってくるのかとか、何か具体的な説明をしていただければと思いますが。

荒木 まず、盛り土式にすると、当然のことながらそこにある道路、この50メートル、60メートルの範囲にある家屋はすべて移転する必要があります。また、もちろん田んぼも全部取っ払う必要があると。それに対して、高架式にすることによって、高架の下に、ちょっと技術的に可能なのかどうかはわからないところもあるんですけども、少なくとも家屋はそのまま残しておけるし、柱のない部分には田んぼも残しておけると。また、コミュニティも道路によって分断されることなく、高架の下を通ることができるというふうに考えています。また、この高架沿いに新しくお店ができたとか、高架がこのコミュニティにプラスの影響を与える部分もあるのではないかなというふうに考えています。

村山委員長 長谷川副委員長、どうぞ。

長谷川副委員長 1つ目の質問が、マスタープラン調査ではどの程度の環境調査、SEA的なものも行われたのかどうかというのが1つ目の質問で、2つ目は、先ほどアクセス道路のルートは住民のいるいない等である程度選んだということなんですが、今回の代替案の許容範囲なんですけれども、どのぐらいのアクセス道路とか、新港の位置というのは恐らくここにもう決まってしまうんだろうと思いますけれども、どの程度の代替案的なものは我々、見ることができるのかということなんですが。

荒木 まず、マスタープラン段階でSEAは実施されております。アクセス道路の自由度については、ちょっと正確ではないのかもしれないんですけども、既に先ほど申し上げたように、3つの代替案の中から選定されて、こちら、この今お示ししている法線として先方も認識しているということと、アクセス道路を建設するに当たっては、インドネシアの国家利用計画という、そういう空間計画にまず含まれている必要があって、そうでないと事業が実施できなくて、また、道路総局も世銀の主体にならないというふうな意思を示しているのです。そういった意味で、今この法線でインドネシア内の国内の手続を進めてい

る状況なので、法線自体を変える自由度は余り高くないのじゃないかなというふうに思っています。

村山委員長 先に、満田委員。

満田委員 この事業に関してインドネシア側での法令に基づくEIAというのはどういう状況でスケジュールを考えられているのかということと、もう一つは、この規模の調査にしてはこの10カ月、いかにインドネシア側が急いでいるとしても、10カ月でEIA及びLARAP調査というのを実施することに関しては懸念を持っているんですが、これはJICAとしてはこの期間については十分な検討を加えた上でこの期間とされているのかどうかについて教えてください。

荒木 EIAの今のステージなんですけれども、スコーピング案についてのステークホルダーミーティングは既に1回目を実施済みです。このEIAの期間が今回、調査の期間も先方の要望で短縮したということもあり、さらに今厳しくなっているということで、調査開始時点からEIAに関する先方への支援というものは、ちょっと前広にに行っていくようにしております。ちょっとすみません、答えになっていないですけれども。これについても詳しいことはワーキンググループでお話しできたらと思います。すみません。

満田委員 この調査期間10カ月というのは短いと思うんですが、JICAとしてはこの調査期間でこの規模の調査に対して十分なのかどうかという検討はされたのかどうかということは、どうなんでしょうか。

荒木 EIAに限らずこの調査全体ということですよ。

満田委員 とりあえずEIAについて教えてください。

荒木 はい。そのように考えております。

満田委員 じゃあ、ワーキンググループでそこら辺は議論になるかもしれませんが、仮に調査期間がいかに短いというような議論になったときには、これはちょっとこのような短い期間で本当に十分な検討ができるのかどうかというのは、やはり再考されたほうがいいのかという気はしています。

荒木 EIAの調査スケジュールについて、この調査期間内で終わることができるかどうか、スケジュール内容をワーキンググループのときに説明をしたいと思います。

村山委員長 では、作本委員。あと松本委員で終わりにしたいと思います。作本委員から。

作本委員 よろしいですか。

村山委員長 はい。

作本委員 すみません。作本です。

何点かあるんですけども、チカンペクからこの新しいチラマヤですか、極めて便利な場所を選んだなということはわかるんですけども。で、カラワンの工業団地、日系企業が相当入っていますから、そういう意味では。ただ、このアクセス道路は全く道路のないところにこれをつくるわけですね。そういう意味では、自然環境等への影響というのはかなり予想されるんじゃないかと思われるんですね。それで、1つ、やはりどれだけこれによってタンジュンプリオク港の混雑、あそこにあるいは空港に至る混雑が解消されるということは大まかにはわかるんですけども、どれだけこれで新しいこの道路で混雑が分散というか解消されるのかという、そういう数字も後でまたわかる段階で教えていただければと思います。それが1つ目です。

あと、先ほど空間利用とかスパティアルというこのご紹介ありましたけれども、インドネシアでご存じのようにこのスパティアル、空間利用計画というのをかなり進めていますよね。これがいわゆる戦略アセスのはしりだと言われるぐらいに言われているわけですが。30キロというのがこれがどういうアセスの対象になるかわかりませんが、もう既に2011年で戦略アセスをこの国は導入していますので。今回のこの案件でもスパティアルの話が出たということは、恐らくもう戦略アセスもかかわる可能性があるかと思うので。30キロというところを一つ確認しなきゃいけない要件かと思うんですが、チェックしていただけたらありがたいんじゃないかと思います。

あともう一つは、この港をつくる場所なんですけれども、このあたり、ずっと今まで道路がなくて入りづらい場所だったんですね、ちょうどね、西側と言っても。そういう意味では、ここは泥地であって、弱い土壌で、マングローブ林が生えていてというようなことをちょっと教えていただきましたけれども、このあたりは極めて交通の便が今までも悪いところで、そこにこういう道路をつくることによって、どれだけ発展に役立つのかということがちょっと気になるんですね。特に10ページのところで、一般道と接続するつもりはないと。チカンペクとの高速との間だけをつなぐんだということを言っておられますけれども、これだけの道路をつくって、やっぱり地域への開発効果というか、そういう影響がないのかなということもちょっと、全くそれは考えてないんだというなら、またそれは一つの理屈でありましょうけれども、そういうようなところがあります。そういう意味では、この10ページに書いてある一般道と接続しないという、この理由づけをちょっと教えてい

ただければと思います。

あと、250軒の家屋ということで、私はこれは漁村に住んでいる人たちが250軒なのか、あるいは湿地に近いようなところで農業をやっている人たちがかなりの数を占めるのか。この250軒のおおよその内訳が今の段階でもしわかれば、農業関係なのか漁業関係なのか、ちょっと教えていただけたらありがたいと思います。

以上です。

荒木 ありがとうございます。最初の道路交通のチラマヤにつくることによって、どれだけジャカルタ首都圏の混雑が解消されるかといったことについては、定量的な分析は報告書でござらなければいけないと思います。

この周辺の一般道路とアクセス道路を接続しないという理由なんですが、これは非常に港湾貨物専用車両の基本的にアクセス道路として考えているので、それらが今写真でお示ししていますような田園地帯のようなところにぼんぼん、近いからといって、一般道に抜けていっては、それこそこの周辺の住民の安全ですとかいろいろなものが変わってしまうのかなというふうに考えています。なので、ここはできるだけ手をつけずに、既存の幹線道路から港へ直結させる方向で考えています。

30キロという道路の長さで、このアクセス道路は州政府の審査レベルになるんですけども、港の規模が一番上位の審査レベルで中央政府になります。今回のプロジェクトはアクセス道路と港湾とパッケージで考えるべきというふうにインドネシアの方針もあるので、審査レベルはアクセス道路と港湾を合わせて中央政府、つまり環境省レベルになります。

すみません、もう一つが何でしたっけ。すみません。

作本委員 あとは、250軒の内訳がもしわかればと思ひまして。

荒木 250軒というのは、基本的にアクセス道路による住民の移転家屋数です。なので、こちらには、港湾のエリアというのは基本的に沖に建設するので、港湾のエリア自体にももちろん住民は発生しないですけども、バックアップ用地に若干の移転が発生するかもしれません。基本的には、ただ250軒というのはアクセス道路部分の移転家屋数と考えていただいて結構です。

村山委員長 では。

作本委員 すみません。今最後の点で、なぜ聞いたのかというと、このあたり、魚をとる小さな漁船で仕事というか生活している人がいっぱいいるのと、あとエビ田がもし同じマングローブだとすると、ジャカルタ周辺にありますようなこういうエビの養殖場、これ

もこっちのほうまでずっと延びているのかなと思ひまして。ちょっとわからなかったもので。そういうことで一応お聞きいたしました。また調べてください。

村山委員長 では、松本委員、最後に。

松本委員 詳しくはワーキンググループでしょうから、私は全体像をとにかく掴みにくいので伺いたいんですけれども。そもそもこのあたり、今、作本委員の質問とも関係しますが、このあたりの漁民、養殖業者はどのくらいいらっしゃるのかということですね。いつもJICAのほうの最初のお話で、移転住民の数というのはおおよそ教えていただけるんですが、そもそも被影響住民というのは移転住民のことではなくて、生計手段に影響を受ける人たちすべてを含むというのが基本の考えですので、漁業者全員が悪影響を受けるかどうかはわからないにしても、このあたりで漁業あるいは養殖をやられている方は一体どのくらいいらっしゃるのかというのが1点。もう一つは、250は、これは確認なんです、高架の場合の移転住民という理解でよろしいのかどうか。その2点です。

荒木 先ほど、後ろのご質問ですが、高架の場合の移転ということで結構です。

そもそもどれくらいここに被影響住民がいるのかということについては、ちょっとできればワーキンググループでお答えさせていただければと思います。すみません。

村山委員長 今の時点では情報が十分ないということで、ワーキングのところでご説明をお願いしたいと思います。

では、この案件についてはこのあたりで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議題では2 - 2の案件説明がありますが、こちらを先にやりますか、それともワーキングのスケジュールを先にやりますか。

河添 先に案件説明で良いと思います。

村山委員長 それでは、議題次第どおりで、次に2 - 2の案件説明、環境レビュー段階における報告を進めたいと思います。

今日は、フィリピンの空港建設及び持続可能型環境保全事業に関する報告ということになります。それでは、準備ができましたら、ご説明をお願いいたします。

柳内 フィリピン担当の柳内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。説明は座らせていただいた上でさせていただきます。

本日ですが、お手元に資料、3点用意してございます。1つ目でございますが、今スライドに映っておりますパワーポイントをプリントアウトしたもの、2つ目が対照表になって

おります協力準備調査報告書ドラフトの助言対処方針案というものでございます。それから、3点目、最後でございますが、A3の環境レビュー方針と。以上の3点でございます。

まず、案件の概要につきまして、簡単にではございますが、パワーポイントのほうで説明させていただきます。

前回、4月に実施いたしましたドラフトファイナルレポートのワーキンググループに引き続きましてご報告するものでございます。今回は全体会合ということでございますので、簡単にではございますが、事業の背景と概要についてご説明いたします。

事業の背景と目的でございますが、まず第1の目的は、今非常に危険な状況にさらされております現空港に代わる新空港を建設するというものでございます。現空港の現況については後ほどのスライドにてご説明申し上げます。

第2の目的でございますが、事業サイトが自然の豊かなパングラオ島というものでございまして、空港建設による例えば汚泥の流出といった直接的なもののみならず、観光客が増加することに伴いまして、そういった影響が持続可能なものなのかどうか、海洋の自然豊かなパングラオ島という場所で事業を行うことでございますから、同島の環境保全が重要と考えております。これが第2の目的でございますが、具体的には2点、個別排水処理の強化、環境保全を内容とした観光開発プログラムを検討しております。

1つ目の観光施設の個別排水処理でございますが、運営の許認可を取得する際には州政府のほうから検査が入りまして、その後も継続的に検査をすることが法制度上、フィリピンでは定められているわけでございますが、その施設のメンテナンスでございますとか検査体制の強化を技術協力プログラムの中で含めていきたいというふうに考えております。

2つ目の観光開発プログラムということでございますが、パングラオ島はアロナビーチなど、非常に観光施設が偏っていて、そちらに観光客が集中しておるんですけども、そういった集中している部分ということではなくて、そういった部分から環境保全ということで、利用調整管理という観点に立って観光開発プログラムを考えたいというふうに考えています。具体的には、ボホール島の中央部には円錐形の山が並ぶチョコレートヒルズといった観光名所もございまして、州政府とも議論している際には、そういった観光資源を点在させることによって、1カ所に旅行客が集中するのではなくて、持続的な観光リソースの活用ができないかというところを強く考えているものでございます。

事業対象地でございますが、ボホール島の南西でございまして、パングラオ島、地図の青い囲みでございますね。青い囲みの部分を拡大したものが右側でございますが、空港建

設予定地のパングラオ島というものでございます。空港敷地内の状況でございますが、現在、追加の生態系調査も実施しております。今年の4月末に私も現地へ行ってまいりまして確認したところでは、写真にありますとおり、低木や灌木などが点在する非常に乾いてやせている土地だというふうに感じております。現在の空港なんですけれども、タグビララン市街 こちらですね。市街のほうに現空港がございます。現空港、タグビララン市街と新空港予定地のパングラオ島を結ぶコースウェイというのが整備されておりますので、新空港が建設された後は道路利用の増加が想定されておりますが、そういった観点でも、コースウェイの整備が既に終わっておりますところから、問題はないと考えております。

先ほどご説明申し上げました現空港の危険な状況ということでございますが、 から、滑走路の長さが300メートル不足しております。仮にオーバーランが発生いたしましたとき、小学校が隣に建っております、そういった観点で大事故が発生した場合の危険というのを感じております。 でございますが、離着時の滑走路の逸脱に備えて着陸帯というものを75メートル幅で確保しておるんですけれども、住宅密集地帯というものもございまして、そういった危険性というのを感じております。 でございますが、旅客ターミナルと滑走路の間隔が小さ過ぎということでございまして、飛行機が駐機している際に、もし飛んできた飛行機がずれて着陸した場合に関しましてはぶつかってしまという、接触事故の懸念もございます。 でございますが、航空保安無線施設が全くないので、空港利用時間というの也被限られて、いつも混雑しているという状況でございます。

環境保全の必要性でございますが、非常に自然豊かなところということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、観光客がアロナビーチというところに集中しておるということもございまして、少し乱開発が進んでいるのではないかと懸念も感じております。そういった観点から持続可能な観光開発プログラムというものが重要ではないかというふうに考えております。

以上の背景説明を踏まえまして事業概要でございますが、新空港の整備とあわせて環境保全の技術協力をすることによりまして、同地域の持続可能な成長に寄与するというものでございます。具体的にでございますが、円借款により滑走路、旅客ターミナル、管制塔等の附帯設備を整備、環境保全活動として有償附帯の技術協力というものでございます。

環境社会配慮関連事項でございますが、カテゴリー分類としましては、影響が大きいということでございまして、Aでございます。

フィリピン側の環境社会配慮関連事項でございますが、まず、環境関連書類につきまし

て、環境アセスメント報告書は2000年に作成済みでございます。許認可関連でございますが、2013年6月まで有効な Environmental Compliance Certificate を Department of Environmental & Natural Resources より取得済みでございます。

用地取得については、本案件、歴史のあるものでございまして、1990年代から用地取得が開始されておりました、現状におきまして約8割が土地を取得済みというものでございます。

移転住民については、対象の64世帯のうち20世帯が移転済みというものでございます。44ということで、まだ居住しておりますが、こちらは空港建設開始までは事業地での居住がフィリピン側で許可されているというものが背景にございます。

最後に事業スケジュールでございますが、Detail Design(D/D)、入札書類作成、入札手続き等のプロセスを経て、実際のシビルの建設が2013年末から2014年以降というスケジュールでございます。その空港建設より前の段階におきまして、環境保全を目的としました技術協力を走らせていくという考えでございます。

説明が長くなりましたが、本事業の背景については以上になります。

続きまして、対処方針の説明に入ってよろしいでしょうか。簡単にですね。はい、わかりました。

助言対処方針案の説明のほうに移ります。前回のワーキンググループで25項目いただいております。この中で、最終報告書、ファイナルレポートに記述するもの、反映するというものが1番、2番、3番、9番、10番、14番、16番、18番、19番、21番、24番でございます。この点につきましてはファイナルレポートのほうに反映させていただきたく考えております。

次に、項目でいきますと4番でございますが、順応的管理の枠組みにつきましては、前回のワーキンググループの際に事前に枠組みを整理したほうがよいというご提案もいただいておりますので、適用に当たりましては、まず技術協力の初期段階におきまして体制（組織）づくり、環境調査における現状把握、目標の設定と計画策定を関係者間で行うというふうに考えております。

次に、フィリピン政府に対する提言としまして申し入れを行う項目でございますが、大きく6点ほどございます。1つ目、項目でいうと5番でございますが、今後、空港整備を踏まえた具体的なインフラ整備が適切な規模とタイミングで実施されるよう、土地利用計画が策定・実施されるように申し入れを行うこと。

2つ目でございますが、太陽熱利用を含めた自然エネルギー利用でございますとか、雨水利用システムなどの資源有効利用の提言、11番、12番をいただいております。

3つ目、廃棄物収集・処理システムの導入ということで、番号でいうと13番でございます。

4つ目、土木工事に伴う自然・社会環境配慮ということで、8番、15番、20番、22番をいただいております。

5つ目、番号でいうと23番でございますが、自然環境ということで、動植物相の現況モニタリング調査ですが、その活用を提言するというものでございます。

最後、6つ目の申し入れ事項でございますが、番号でいうと25番でございますが、社会配慮ということでございまして、本事業は歴史があるということもご説明いたしましたが、計画から現時点まで期間が経過しているということがございますので、関係者間での認識のずれが生じている可能性が高いということで、利害関係者とのコミュニケーションの継続が重要というご指摘、ご助言をいただいております。

これらの助言につきまして、次回のフィリピン政府の協議の際に申し入れを行いまして、対応について確認する所存でございます。

次に、確認すべき事項でございますが、6番につきましては、上水の需要増加につきましては、現在、上水の給水計画がタグビララン、ダウイス、パングラオの給水計画が策定済みでございまして、そちらのほうで最大1万トン、一日当たりですけれども、増加が見込まれておりますので、空港全体が必要とする水量400トン、一日当たりから比較すると、最大給水量の観点から新空港に伴う影響は軽微であるというふうに考えております。

7番の項目でございますが、移転計画及び移転地整備計画につきましては、現在、空港敷地内に居住している44世帯のうち39世帯が政府が準備した移転地への移動を希望しております。今後、審査に向けまして、住民移転に関する実施体制でございますとか実施進捗状況を確認いたしたいというふうに考えております。

最後、17の項目でございます。水質分析結果の把握でございますが、水道用に用いている井戸の水質に関しては、水質の悪化がないということを確認いたしました。

以上の助言も踏まえまして、最後、環境レビュー方針でございます。A3の資料でございますが、本件をもちましてフィリピン側との協議のほうに臨みたいというふうに考えております。上半分が確認済みの事項でございます。下半分が先方と今後協議するというふうに考えている内容でございます。

全般的事項のところでございますが、1つ目のモニタリングにつきましては、その方法でございますとか、あと情報公開の方法、これらについて確認していくとともに、先方フィリピン側にも働きかけていくというものでございます。

フィリピン政府に対する提言といたしましては、先ほどご説明申し上げた点とも重なりますが、空港設備を踏まえたインフラ整備でございますとか関係者との協議継続について提言してまいります。

2つ目のコラムに移りまして、公害関連でございますが、大気、騒音、振動、水質などのモニタリングを行うとともに、結果に問題がある場合における対処方針を確認するとともに、工事仕様書の記載内容でございますとか廃棄物分別収集・処理システムの内容について提言してまいります。

また、次の自然環境のコラムでございますが、現在実施中の生態系調査をもとに環境影響を確認するとともに、影響がある場合における対策を働きかけていきたいというふうに考えております。また、植栽計画についてもご助言いただいておりますところ、工事仕様書にしかるべき内容を記載すべく、フィリピン側と議論していきたいというふうに考えております。

最後の社会環境のコラムでございますが、住民移転の進捗状況や説明内容が適切なものになっているのか、生計回復支援として計画されている職訓でございますとか雇用支援の具体的な内容について確認するとともに、住民協議の実施状況についても確認していきたいというふうに考えております。

以上のように、環境レビュー方針に基づき、先方と協議に臨みたいというふうに考えておりますので、ご助言を承れればと思います。少し説明が長くなりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明に関してお気づきの点ありましたら、お願いをいたします。

高橋委員から。

高橋委員 只今ご説明のありましたことで、目的についてお伺いしたいと思います。具体的には観光開発ということですが、この事業によって汚排水とかあるいは廃棄物の処理も進むということはわかるんですけども、このスライドでいうと3枚目ですか、第2の目的として環境保全に特化した観光開発プログラムと。これの意味がちょっとよくわからないんですね。助言にも出ておりますが、環境保全に特化した観光開発というのは一体どう

いうものなのでしょうか、ご説明をいただければと思います。それがこの事業の目的になるということも含めてですね。

柳内 第2の目的でございますが、まず空港建設に伴いまして、旅行者、人口の増加も見込まれるものでございますので、それに対応した観光開発プログラムになっているかということでございまして、1カ所に集中しないような観光開発、これを具体的に環境保全を目的とした観光開発というふうに書いておるんですけども、1カ所に集中しないようなプログラム等を検討するとともに、観光施設の個別排水処理ということでございまして、そういったメンテナンスの強化、汚水のメンテナンスの強化というのを、啓発活動でございますとか州政府、行政官の能力向上というものを、本事業の有償附帯技術協力ということで、空港のインフラ建設のみならず、それに付随する対応した環境保全活動というものも事業の中に含めることで、トータルな形で持続可能なものにするというものでございます。

高橋委員 言葉の問題なのかもしれませんが、観光開発で環境に影響がないようないろいろ対応をしますと、対処しますと、これはわかります。しかし、環境保全を目的とした観光開発というのはあり得るのでしょうかということですね。

武藤 申しわけございません。私たちの表現が少しこなれていないと思うのですが、環境保全を第一目的とした観光開発というよりは、環境の保全と観光開発を両立させることを目指した技術協力をこれから行いますというのが、表現としては丁寧かもしれません。

村山委員長 それでは石田委員、どうぞ。

石田委員 2点教えていただきたいんですが、まず簡単なほうから。

1つは、助言対処方針案の25番で、幅広い利害関係者のコミュニケーションを継続的に行うという助言を委員会のほうが行って、JICAとしてもその点については現地政府に提言していくというふうに真ん中あたりに書かれているんですね。これは重要だということは認識しておられたことはとてもありがたいと思うんですが、環境レビュー方針の中では特にそのことが取り上げられないんですね。確認済み事項でも特にコミュニケーションにかかわるようなことというのは取り上げられていないんですが、これはひょっとしたら抜け落ちているんじゃないでしょうか。

柳内 環境レビュー方針のA3のほうでございますが、全般的事項の下の以下についての提言の2)のところ、関係者間の協議の再開と継続を現地政府に提言するというところで、環境レビューの方針ということで対応として説明させていただきたいというふう

考えております。

石田委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、もう一つなのですが、同じく助言対処方針案の4番の順応的管理ですね。ご存じのように、順応的管理というのは目標管理の一つの手法なんですね。目標管理を行うに当たっては、産業系の省庁ないしは産業を重視している自治体と、それからあとは環境保全を重視するような環境省なりそういう系列の省庁と、恐らく利害は対立します。日本の場合でもそのやっぱり協議が一番大切なわけですね。日本のように日ごろ話し合うチャンネルができているのであれば、例えばエゾシカなんかは納得がいけば間引きの頭数を決められるし、猟師さんのグループなんかも入っているわけですよ。フィリピンの場合、そこはもう少し強調されてもいいんじゃないでしょうか。

ですから、環境レビューに、やはり順応的管理というのは、目標管理することによって利害関係が相反する場合がありますよと。場合によっては漁業を少しやめなきゃいけない場合もありますよ。そのかわり、あなた方は猟師さんを納得させてもらえますかと。やっぱり、だから漁協も含めて、それからBFAR（農業省水産資源局）も含めて。それから、陸上の分野であれば、僕は陸上もよくわかりませんが、恐らく同じような状況が生じる可能性がありますので、産業系の人たちとそれから保全系の人たちとの間の納得をきちんと行うためにも、順応的管理というのは目標管理であるので、だれかが犠牲を伴うことがあるということと、それからそれにかかわる人たちは順応的管理のサークルというか円卓には必ずいつも主要メンバーとして入っていただくという2点を、やはり可能であれば環境レビュー方針で強調していただくとありがたいなというふうに思っています。

以上です。

武藤 今のご指摘、大変ありがとうございます。私ども、助言対処方針案の3番と4番は本当に一から勉強で、キャリングキャパシティとあとそれとペアになって出てくる順応的管理のあり方、例えばキャリングキャパシティについては、西表島のケースとか、そういうのを少し勉強して、こういうふうにやっていくんだと、イメージをやっと掴みかけ始めたところですよ。そういった頭の中で、今おっしゃられたように、産業系の方、環境系の方、ローカルガバメントだけでなく、本当に地元のいろいろな生業をされている方全体を含むというのは、本当にそこはすとんとわかりやすいご助言でございます。ありがとうございます。4番の順応的管理のところ体制づくりと書いております。ここにおっしゃられた範囲の方々を最初から入れるというのが一番大切かと思っております。ありがとうございます。

います。

石田委員 ありがとうございます。恐らく、議論の中に出てくるのは、お金をじゃあどうするんだという話もなると思いますので、そこは慎重に議論していただければと思います。よろしくをお願いします。

村山委員長 松本委員から。

松本委員 ありがとうございます。私はちょっと「確認」という言葉の使い方について若干の違和感を感じているところがあります。このA3判の紙の環境レビュー方針の社会環境のところ、「以下について確認をする」というところで、実施体制とか進捗状況を確認するというふうに書かれているんですね。つまり、ガイドラインをつくったときは、我々はよく「確保する」という言葉を使わせていただきました。つまり、このことがちゃんとなされていることを確認すると。そのことが今どういう状態かを確認するのではなくて、ガイドラインに従ってその基準をちゃんと満たしていることを確認するということを踏まえて、「確保する」という言葉を使っているというふうに私は理解しているんですね。

それで見ると、助言案に対する対処方針案のところも似たような記述になっていて、まさに今の住民移転のところですから7番なんですけれども、この7番のところ、もちろん助言が「確認すること」になっていますから、対処方針案のところもこのように「確認しました」というふうに書いてあります。しかし、よく読むと、44世帯のうち39世帯はここへ移転を希望しているということが書いてありますが、5世帯はどうしているだろうという疑問を残している記述になっています。これは環境レビュー方針のときも、つまり39世帯が予定どおり移転をされていることを確認されるのだと思いますし、じゃ、5世帯がどういう状態であることを確認されるのか、やはりその辺がないとですね。ここに、もちろん小さなスペースで、そのぐらいお前わかっているだろうということかもしれませんが、そのところ、特に5世帯についてはどういう状態になっているということを確認されるのかということをお教えしてほしいんですが。というか、本来はそこを盛り込んであったほうが、特に住民移転については親切であろうというふうに思います。

柳内 ご指摘どうもありがとうございます。ちょっと説明、書き方が不十分なところもありますが、移転先を希望していない5世帯でございますが、自分で移転地を探して移転するというのを希望しているというふうなことで確認はしています。

あとは、ご指摘のありました確認でとまるということではなくて、私どもの理解といたしましても、ガイドラインに基づき適切に確保されているかということを確認するという

ことでございますので、だめでしたということを確認する、そこで終わるというものではないということでございますので、そういった点も踏まえまして進めていきたいというふうに考えております。

村山委員長 よろしいでしょうか。では、作本委員、どうぞ。

作本委員 作本です。

もう既に何度かこれは検討されてきたこの案件についてこういう言い方は失礼なんですけれども、本当にこの空港、現在の空港、これをなくす必要があるんですか。というのは、昔、JICAで南アメリカ、パラグアイだったかと思うんですけれども、本当には必要ない、むしろ現在ある空港をいろいろ管制塔その他修理することによって そのときも同じ理由だったんですね。滑走路が短いと。実際事故が起こっているのかどうかということをまずお伺いしたいし、現在何メートルの滑走路なのか。これからつくろうとしているのは2,000メートルですね。もし、この新しい滑走路ができた場合に、古い滑走路は改善して使うつもりなのか、やめるつもりなのか、そのあたりについてもちょっと教えていただければと思います。

柳内 まず、現空港の状況でございますが、現状のところ、幸運なことというか、事故は現時点ではございません。ただ、その危険性は極めて高い、いつ起きてもおかしくないという状況でございます。

今後の利用状況でございますが、新空港が整備された後は現空港のほうは閉鎖しまして、具体的な土地利用計画はいろいろあるみたいですが、空港設備としては使うのではないというふうに確認しております。

武藤 あとは、追加の情報ですけれども、このボホールの空港はマニラからどこか地方へ飛ぶ路線を全部比べた中では、旅客数の一番伸びが高い路線になっております。そういった中、たまたま今まで事故が起こっていないかもしれませんが、フィリピンの空港関係者と議論をいたしますと、ここが一番潜在的に危ないという認識は、共通したフィリピン側の認識でございます。

作本委員 今の再度のご説明ありがとうございます。私がもう一つメモしていたのは、充足というかどうかのくらい利用されるのかということ、観光のことを強調されていたので、いわゆる小型機とか中型機ぐらいで足りるんじゃないかと。それならば、それだけ長い滑走路も要らないんじゃないかというような、そういう考えを持ったわけですが、フィリピン側の政府でもやっぱりこれを一応サポートしているという、そういう考えで理解

していますね。あと、古いほうの空港は閉鎖の予定であると、設備その他を除いて。わかりました。ありがとうございます。

村山委員長 では、岡山委員。

岡山委員 すみません。私も同じ目的のところ。1点目は作本委員と全く同じだったので割愛します。廃止ということによろしいです。できて、こちらが開港したら廃止ということですか。了解です。

もう一つ、下側のもう一つの目的のほうなんです、先ほどから何度か質問出ているんですけども、たぶん、上水道はこれから敷設するということなんですよ。下水というのがないので、ここは下水道を配備しないで、各施設ごとに浄化槽を埋めるという形なんです。そうすると、観光施設等というのは、必ずしも空港に附随するホテルだけではなくて、民間のむしろ周りのものに対しても、浄化槽を埋めて、その後メンテナンスをすることをサポートするというのでしょうか。

柳内 まさにご指摘のとおりでございます。

岡山委員 そうすると、浄化槽の管理、今、維持管理、メンテナンスがとても重要で、そのための人材育成もするという案件だということで、かつ、抜き取りした余剰汚泥もどこかに衛生的に管理するということによろしいですか。

柳内 まさに一連の技術協力というのを有償附帯の中で、維持管理の強化ということで進めていきたいというふうに考えております。

岡山委員 了解しました。ありがとうございます。

村山委員長 それでは、二宮委員、どうぞ。

二宮委員 1点確認させてください。先ほど石田委員のご指摘になった点、ワーキンググループでも非常に話題になった点なので、非常に重要なことだと思うんですが。観光開発プログラムについて、順応的管理の考え方を入れて、これから具体的な管理の仕方、計画の策定などを議論していくということが、この2番のところの助言の回答のところに書いてありますけれども。これ私も気になったのは、こういった議論をしていって、具体的なことが明らかになっていくプロセスというのを、どこかで環境レビューの中で確認をするということですよ。そうすると、今ここの自然環境のところに観光開発プログラムにおいては関係機関と協力して実施する予定とありますけれども、それがどう実施されているかということをごどこかで確認できるような書きぶりをしていただけないでしょうか。

武藤 ご指摘ありがとうございます。私たちも環境レビューの段階で、こうなるとみんな青写真をかいているのを確認して、そのままほうっておくということは考えておりません。この空港の実施機関、それからローカルガバメント、それから環境に責任を持つ機関、それぞれがきっちりと入り込んだ形で、いわゆる全体の仕組みづくりのモニタリングが継続的に行われること、それからそれを私たちが継続的に実施期間中、確認することという、ちゃんとボタンのかかった枠組みを環境レビューのときに先方と合意したいと思っております。

二宮委員 そうすると、ちょっとこの内容は修正がかかるという理解でよろしいでしょうか。

武藤 趣旨をもう少し、二行加えられるように頑張っていきます。

二宮委員 よろしくをお願いします。

村山委員長 長谷川副委員長。

長谷川副委員長 私もたしかスコーピングだったかワーキンググループ、加わっていたと思うんです。ちょっとうっかりしてしまっていて、今ある空港が新しい空港をつくられた後どうなるかというところに余り注意を払っていなかったような気がして。今いろんなことの中で、廃止になるんだという話ですね。大きな空港施設ですから、これは廃止になれば廃止になったで、やっぱりいろんな環境社会への影響、特に社会への影響、これが当然出てくると。同時発生なんですね。ですから、そういった今ある空港を使わなくなったときの環境配慮、社会配慮をどうするかという観点からの先方政府への確認事項みたいなのは、今回のこのレビューの中のどこかに入ってくる必要はないんですかね。

武藤 ご指摘ありがとうございます。今の段階で今後の空港跡地利用に関するチェックポイントをきっちり決めているわけではないのですが、ミッションで何回か行った中でどう使うのかということは聞いておりまして、これはあくまでも話にすぎませんけれども、皆さん言葉に上るのは、ショッピングモールと、あとは最近、フィリピンではコールセンターとか、フィリピンの人材を生かして、英語力を生かしたサービス輸出というのをやっていますけれども、そういったセンターもつくる構想はあるみたいです。

私どもはそれを聞いた段階で、非常に大規模な環境の負の影響が出るという認識ではないので、今のところ将来計画を確認するという行為にとどめておるんですが、今度行ったときにもう少しよく聞いて、どのくらいの規模の開発なのか、それによって、それこそショッピングモールですと、周りに車がいっぱい来たり人がいっぱい来たり、それ

はそれで社会影響が出てくるというのは、おっしゃっていただいて私どもも気がつきましたので、事実関係をきちっと見て、社会的に負な影響が出る可能性があるということであれば、それは環境レビューのときの議題に入れたいと思っております。気づきをありがとうございます。

村山委員長 大体よろしいでしょうか。この後ワーキングを開くかどうかという議論をするんですね。

そういったことが前提ですが、私が聞いている範囲では、若干環境レビュー方針の中にもう少し書いていただく内容があるのかなという気がしました。少なくとも、自然環境の部分では先ほどのキャリングキャパシティとか順応的管理の話、あと社会環境の面では住民移転で、細かいですが、数として表現されていない部分がどうもあるようなので、その点について若干の追加があるといいのかなという気がします。ということで大体よろしいでしょうか。

今のようなことを前提にご検討をいただくということで、委員会としてワーキングを開くかどうかという判断をする必要がありますが、いかがでしょうか。この件については既に協力準備調査の段階で議論をしていますので、基本的には特段の必要がなければワーキングを開く必要はないのかなというふうに思いますが、ご発言によって、ワーキングを開いたほうが良いということであれば、開くということもあります。いかがでしょうか。もし特にご発言がなければ、ワーキングは開かずに、今日いただいたご意見をもとにご検討いただくという形で進めさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、その形で進めさせていただきます。ありがとうございます。では、この件についてはこれで終わらせていただきます。

それでは、スケジュールの確認をしてから休憩に入りたいと思えます。

河添 では、日程の確認に進んでまいります。

今お話ありました6月29日、要確認ということでしたけれども、これはとりあえずなくなります。ですので、今割り当てられている委員の方においては、この件はなしということになります。

あと確認させていただくのが、7月2日、インドネシアのチラマヤの件です。今、佐藤先生と高橋先生と松下先生についてご了承いただいております。幸丸先生は出席もしかしただけできないという状況です。

幸丸委員 大丈夫です。

河添 大丈夫ですか。

幸丸委員 はい。

河添 ありがとうございます。では、この4名の先生でお願いしたいのですが、よろしいですかね。

長谷川副委員長 追加も可能ですか。

河添 はい、どうぞ。

長谷川副委員長 長谷川です。

河添 長谷川先生。了解です。

石田委員 すみません、石田もお願いします。

河添 石田先生。

作本委員 私もいいですか。人数が多過ぎたりして。というのは、7月20日の日に出られないものですから。

河添 そうですか。では、作本先生もですね。20日は作本先生はご都合が悪いということですね。はいわかりました。

作本委員 すみません。

河添 では、この7名の方でお願いします。

その次、7月13日、コスタリカの地熱発電の件、田中先生、二宮先生、早瀬先生、満田先生、この4名の方でお願いしておりますが、ご都合の悪い方あるいは参加できる方いらっしゃいますか。

早瀬委員 すみません。

河添 早瀬先生はご都合が悪いですね。

岡山委員 じゃ、すみません。

河添 岡山先生。

岡山委員 20日をなんですけれども、13日に回していただくとありがたいです。

河添 岡山先生は13日はご都合が宜しく、20日は難しいということですね。はい、わかりました。では、コスタリカの件は4名の方をお願いするということによろしいですかね。

柳委員 すみません。柳ですけれども、9日がちょっと都合が悪いので。13日ならば都合がつかます。

河添 13であればということですね。わかりました。コスタリカの件は柳先生にもお願

いさせていただきます。承知しました。では、5名の方でお願いします。

あと、ほかのワーキンググループの日程確認ですけれども、7月9日については今3名の方をお願いすることになっておりますが、どちらかもうお一方ご都合がつく方がいらっしゃいますと……。大丈夫ですか。日比先生。ありがとうございます。

あと、7月20日にご予定が合う方はいらっしゃいますか。あと2名の方。高橋先生は大丈夫ですね。あと、もう一名の方いらっしゃいますかね。いらっしゃらないかな。

では、とりあえずこの日は置いておくことにして、7月にもう一度確認させていただきます。できれば、4名の方でできればとは思いますが。とりあえず、キャンセルはせずに3名の方ということで置いておきます。

ほかの日でご都合の悪い方はいらっしゃいますか。

二宮委員 7月にもう一度確認すればいいんですけども、7月27日はちょっと都合が悪くて。

河添 二宮先生ですね。はい、わかりました。27日にご都合のよろしい方はいらっしゃいますか。後に、また7月に決めましょうか。わかりました。

あと、何かありますか、ご都合の悪い日。大丈夫ですかね。

佐藤委員 すみません。8月3日、私はだめです。

河添 8月4日、佐藤先生。

佐藤委員 3日です。

河添 3日ですね。

佐藤委員 はい。

河添 わかりました。今の段階で8月3日、ご都合がよろしいとわかっている方はいらっしゃいますか。

柳委員 8月13日がちょっと、柳ですけれども、都合が悪いです。

河添 13日ですね。はい、わかりました。

平山委員 8月24日、平山、都合が悪い……

河添 平山先生、24日ですね。

高橋委員 8月の27、高橋もだめです。

河添 8月27日の高橋先生もご都合が悪い。

石田委員 8月10日、石田は都合が悪いんです。

河添 なかなかね。忙しいですよ。あと、ご都合が悪い方は。

早瀬委員 すみません。8月3日がちょっと都合が悪いので。

河添 8月3日の早瀬先生ですね。わかりました。

作本委員 50%でわからないんですけども、8月27日は、作本、一応今の段階ではだめにしておいてください。

河添 わかりました。

8月以降ですので、どうしましょうかね。もし、ここで都合のよろしい日がわかる……。例えばですけども、8月3日にお二方しかいらっしやらないんですね、今、田中先生と松行先生。ですので、8月3日にお二方……。作本先生は大丈夫ですね。ありがとうございます。すみません。原嶋先生も大丈夫ですね、8月3日。

あと、8月10日にご都合がよろしい先生、いらっしやいますかね。もういい。じゃ、とりあえず後で調整しましょうか。ここで時間を使っちゃうと、また後の案件でもかかるので。

8月10日、早瀬先生は大丈夫ですか。わかりました。ありがとうございます。はい、承知しました。

では、とりあえずこちら辺で調整は一段落させていただいて、また8月に何名か欠員が出ているワーキンググループについては、次回、7月の全体会合のときにまたお願いさせていただきたいと思います。

あと、先ほどちょっと申し遅れていることがありまして、次の委員会の守秘義務に関する同意書については今我々の手元にありますので、ご確認いただき、もしご了承いただけるのであれば、この場で回収させていただくということで進めたいと思います。また、もう少し考えるという方もいらっしやるかもしれません。その節は郵送でも構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

青木 お休み時間中に机上のほうにお回しいたします。

河添 では、とりあえず私のほうからは以上でございます。

村山委員長 はいどうぞ。

長谷川副委員長 4月、5月で大分予定されていたワーキンググループが中止になったんですが、今後、今月とか来月というのはどんな感じですかね。わかる範囲で結構なんですが。

河野 すみません。現時点ではこれ以上のことはわかりません。

長谷川副委員長 じゃ、下手すると、4つが1つになるような可能性もあるわけですか。

河野 可能性としてはあると思います。

長谷川副委員長 ありがとうございます。

村山委員長 よろしいでしょうか。

では、一旦休憩を入れて、第3議題から始めたいと思います。

午後4時07分休憩

午後4時18分再開

村山委員長 それでは、そろそろ再開をさせていただきます。

今日は、あと第3議題、助言文書の確定が4件、それから第4議題で案件説明が1件ですが、先ほども申し上げましたとおり、第4議題は少し時間がかかると予想していますので、第3議題についてはテキパキと進めさせていただければと考えております。特に主査の方、よろしくお願いいたします。

では、最初の案件から進めさせていただきます。最初がフィリピンの高速道路建設事業のDFRということです。こちらは私が主査を務めさせていただきましたので、紹介をさせていただきます。

5月18日にワーキンググループ会合を開きました。このとき、石田委員、田中委員、松行委員と私というメンバーです。この案件については、フィリピンのカビテ・ラグナ間の高速道路建設ということが対象になっています。この間、議論をして、全体会合が今回ということです。

めくっていただいて、助言案としては16項目、もともとのコメントは40項目近くありましたが、最終的には16項目ということになっています。

まず、代替案の検討ということで2点あります。1つは、代替案の評価で基準が明確になっていない。それから、環境汚染の項目の扱いが明確でないという点が指摘されました。

それから、2点目は、代替案、スコーピング案について、記載の順序について少し検討してほしいと。本来であればスコーピング案があって代替案というような順序かなと思いますが、その点について十分検討していただきたいというのが2点目です。

それから、環境配慮については第3項目から第11項目までありますが、1つは、ゾーニングの問題について、十分実効性があるかどうか確認をするということ。

それから、4点目は景観の問題。

それから、5番目が防音壁の問題。騒音の問題です。この内容については、騒音について幾つかほかにも挙がっていますが、既に基準を超えた地区もありましたので、特にこの

点については議論が出てきています。

6番についても騒音の問題で、測定方法についてより詳しく明記をしてほしいということが挙げられています。

7番については、具体的に基準を超える実測値が出た場合あるいはそういった点が明らかになった場合には、追加的な対策をとってほしいということ。

それから、8番については、振動については特に記載が十分なされていなかったんですが、評価の対象にならないということを明確にしてほしいということ。

それから、9番については、供用後に管理主体に権限が委譲される場合に、こういったモニタリングやマネジメントの計画がきちんと引き継がれるということを確認してほしいということです。

10番については、実際にこの道路が運営された段階での対策についてより明確に、費用も含めて明示をしてほしいということです。

11番については、この事業で支援をするEIAの内容についてですけれども、こちらも騒音に関して影響を受けやすいような地域に関する評価や対策についてより明確にしてほしいということです。以上が環境配慮に関する部分です。

それから、12番から16番が社会配慮の側面で、12番については、ガイドラインと現地の政策との関係で、具体的に1万5,000ペソという基準が書かれていて、これを上限とするというような表現があったんですけれども、これは修正すべきというのがこの事業では方針として出されています。一方、Entitlement Matrixではそこがそういう記載になっていない部分がありましたので、その点について明確にしてほしいということが挙げられています。

それから、13番については、運転手の訓練の記述に関して例示をするということが挙げられています。

14番については、インタビュー調査がこの事業の中では行われているのですが、回答率がちょっと低いということがありましたので、ほかの回答していない人たちがどういう状況かということ推定して加えてほしいということです。

それから、15番が補償方法についての内容で、対象になる人たちの意向やそれから代替地の確保の状況について明確にしてほしいということです。

最後、16番で、こちらも補償の内容についてなんですけれども、ステークホルダー協議の中では、代替地の確保は難しいんじゃないかというような意見も出ていましたので、こ

の点についてぜひ先方の機関に申し入れてほしいという内容が挙げられています。

以上が助言案の内容ということになります。

それでは、ワーキングの委員の方あるいはほかの委員の方でお気づきの点がありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。もしないようでしたら、この形で助言ということで確定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、2つ目に移らせていただきます。次がカンボジアの港競争力強化調査のDFRということですね。こちらは谷本委員に主査をお願いしていますので、ご説明をお願いいたします。

谷本委員 カンボジアのシハヌークビルの港の話です。

ワーキンググループ、少し前ですけれども、5月7日、ワーキンググループのメンバーは石田委員、鋤柄委員、それから長谷川委員 メール審議になりましたけれども、参加いただきました。そして私です。資料はここに書いてあるとおり、結構補足資料もいただきました。

それでは、1枚めくっていただいて助言のところです。まず、全体項目として3点あります。これは長谷川委員から指摘をしていただきました。いろいろ本当に議論をしまして、この3点にまとめております。

1番が代替案比較のところですね。やはりこの3点はすべて報告書に明確に書いてくださいというふうなことで、手順であるとかそういうところを要求します。

それから、2つ目、同じように代替案の比較の中で、スコーピングのときに項目を絞られましたけれども、その絞った中の11項目について、経緯であるとか重みづけであるとか、その辺をより明確に書いてくださいということです。

それから、3点目は、やはり港湾の工事になります。その後、港湾をつくられると狭くなります、湾内が。漁船を含めて事故等が発生されるということで、そういうこともきちんと書いてくださいと。その対応案もできるだけ明確にしてくださいというふうにしております。

次に、4番目から11番目までが環境配慮、特に汚染、自然環境です。

1番が、これは我々も本当に議論をしました。浚渫をやります。今、投棄を航路浚渫なんかはやっておりますが、それを沖合いのところに投棄していると。その部分が決してよくわかっていないと、調査が十分されていないということで、港湾の工事を進めていきま

すと、やはり浚渫、そして土砂の投棄、埋設には使えないということですので、投棄されますので、きちんと日本の事例、そういうことを含めて、こういう投棄のところで投棄することによっていろいろ問題を起こしますというのを書いてくださいと。そして、次のF/Sの段階等で調査をきちんとやってください、投棄の影響というのを調べてくださいということが4番です。

5番目は、シハヌークビルの湾内にもやはりサンゴ礁はあるというふうなことを掴んでおりますので、そこは次回の調査のときに調べてくださいと。

6番目も、魚あるいは海生の哺乳類なんかも調べてください、場合によっては文献も活用してくださいということです。

7番目、湾内がかなり汚染を受けているというデータがありました。そういうことで、漁民の活動あるいは生活に、湾内の水質あるいは底質の状況が影響を与えるかどうか、これも次のF/S等の段階で調べてくださいとなっております。

それから、工事をやります。そうすると、魚にとっては、やはり成育場所あるいは産卵場所というふうなことで影響を受けますので、今後調査をやるときに十分調べてください。そして、場合によれば、漁礁なんかを設置するというふうな緩和策を検討してくださいと。8番目です。

9番目は、バラスト水ですね。それがやっぱり湾内で廃棄されていると。そうしますと、外来性の生物が入ってきて、そこで成育して影響を与えると。これはいろんな事例がありますので、そういうこともやはり報告書に示してくださいということです。そして、今後、対策を調査ではしてくださいということが9番目です。

それから、10番目は、廃棄物、それから悪臭、底質、そういうふうな環境項目をきちんと次の調査でEIAでやってくださいという要求になっております。

それから、11番目、この部分は私がいつも気にしているんですが、やはり港湾工事になりますと、土砂を、浚渫土砂じゃなくて、山から持ってくる、ほかから持ってくる、じゃそこのところをきちんと調べてくださいということでお願いをしております。

12番目が住民移転、社会配慮のところ。これは石田委員から厳しく出ました。JICAに実情をさらにとということなんですが、今回は住民移転に手をつけられないようなオプションが選ばれていると。必ずしも住んでおられる方々が条件のいいところじゃない。港湾を建設すれば、さらに条件が悪くなる危険性が高くなると。そうすれば、どうして集团的にきちんと移転をしないのかと。そういうふうなことも本当に考えるオプションとして

あるべきじゃないかというふうなことで、この12番の提案をしております。

最後はステークホルダー協議、6月に第3回目、行われるということですので、できるだけ幅広く漁民の方、可能な範囲ということになりますけれども、カンボジアの状況に従っているんな方をできるだけ求めてほしいというふうなことで、そういう提案になっております。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

何かお気づきの点ありましたら。

作本委員から。

作本委員 すみません。ちょっと質問なんですけれども、冒頭のこの助言の1番なんですけど、カンボジアはまだ戦略アセスを導入していないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

谷本委員 ちょっと長谷川先生、1番。すみません。ちょっと違いますけれども、お願い。

長谷川副委員長 カンボジアの国自体がどうかということもそうなんですけど、報告書の中にSEA的なことも配慮するというふうにありました。それで、それならば、もう一つの手段であるIEEということも同時にやるんですけれども、その辺のめり張りというか区分けというか、そこを明確にしてほしいというのは1番目だったと思うんですけれども。メール審議で、記憶が薄れているので、ちょっとそのぐらいしか言えませんけれども。

作本委員 すみません。作本です。

質問の趣旨は、単にSEAをここで取り上げるかどうかということよりも、むしろアジアの国のほうよりも、JICAさんのこのガイドラインはとても緻密に、しかも先進的にできているのは私も承知しているんですけれども、途上国の今アジア諸国のほうのアセスに対する仕組み、制度が日本よりももっと進んできているんですね。例えば、ベトナムですと、もうPPP全部について戦略アセスを認めていると。日本は今計画の一部だけありますけれども。そのことを比べると、仕組みが日本よりも進んじゃっているようなところに対して、どのようなつき合い方をしていっていいのかと。今までは途上国はこういう制度が整っていない、遅れている。だったら、我々がそれを補ってあげるといふ、そういう考え方がベースにあったわけでありまして。ただ、我々のガイドラインの議論以前に、やはり相手国の主権ということがまずあるわけですから、相手国の国内法があるのならば、

まずそれを最大限尊重するというのが基本的な枠組みではないかと思うんですね。

そういうようなときに、特にPPPの民間が行うような事業が一番厄介なんですけれども、どのような姿勢でつき合っていたらいいのかということは、やっぱり簡単には答えを出せない問題ですけれども、JICAのガイドライン、我々が議論する立場としては、中長期的にどうしていったらいいのかと。日本よりももっといい制度を持っちゃったから、本当に我々は何を、JICAのガイドラインはいいんだけど、ここだけで議論できるのかどうか、そのあたりをやはり真剣に考えていく時期にそろそろ差しかかっているのかなという、そういう意見であります。

SEAをここに書き込むかどうかはお任せいたします。私はどちらでも構いません。

村山委員長 報告書案自体を見ているわけではないんですが、恐らくこの表現だとSEAとIEEの手順についてと書いてあるのは、たぶん、報告書案にこういう表現が入っているんじゃないかと思うんですね。

作本委員 すみません。作本ですけれども。

恐らく、JICAのガイドライン自身がSEA的な発想に立って、環境社会配慮を行いなさいということですから、そういうことでこれを書き込んでいるのではないかと思いますけれども、国内制度としては、ちょっと勘違いがなければ、まだ導入はしていないと思います。

村山委員長 わかりました。その点についてはたぶん、今は確認ができないと思いますので、それについてはメール審議で確認をしていただくということによろしいでしょうか。何か事務局からありますか。

升本 すみません。升本です。

これは必ずしもカンボジアにSEAの制度があるからSEAをやっているというよりも、我々のガイドラインに沿ってマスタープラン調査をやっていく中で、SEAの考え方を踏まえてやっていこうということだと思います。推定ですが、まだ確かにカンボジアではSEA制度というものはなかったのではないかと思います。

村山委員長 そのあたりはメール審議で確認をしていただくということで、お願いいたします。

谷本委員 じゃ、事務局もお願いします。情報入れてください。

村山委員長 後日、メール審議で事務局からご報告いただくということですね。

高橋委員。

高橋委員 高橋ですけれども。

9番についてなんですけれども、このバラスト水による外来生物の問題というのは、港湾整備に伴って非常に大きな現在問題になって、条約まで行っておりますから、こういう指摘というのは重要だと思いたすが、確認をしたいのは、いわばバラスト水が利用者の問題でもあるわけなんですけれども、このバラスト水の管理対策の検討を含めるということは、これは港湾管理者としてどういう対策ができるのかという検討をなささいという、そういうことでしょうか。

谷本委員 我々としては議論しましたのは、いわゆるシハヌークの担当する港湾局ですね、そこで法制度を含めてきちんとやってくださいと。その中の一つがバラスト水です。その他は環境への意識を高めてくださいと。そういうふうな話をしております。

高橋委員 わかりました。どうもありがとうございます。

村山委員長 田中副委員長。

田中副委員長 8番とかあるいは9番の関係ですが、8番は例えば2項目めに、新たな漁礁の設置による生息地創出ですか、緩和策の検討ということになっておりまして、これを書きぶりとしては、EIAのTOR案に含めるという、こういうことになっております。私の理解では、TORというと、調査の手順とか内容とか項目とかを決める、そういうものがTORだろうなと思うんですが、緩和策、具体的な対策ということになると、この場所がいいのかどうかというのがあったものですから、その点の確認です。

谷本委員 おっしゃるとおり、タームズオブプレファレンスはこういう調査をやりなさいということで、そのアウトプットまでは要求をしていないということは理解しています。ただ、せっかくここに書きましたのは、本当はこれを言えればいいかどうかということなんです、やっぱりカンボジアの場合、なかなかまだ制度的な、将来的なことをどうやっていくかというところはないと。住民移動の問題にしてもというふうなことです、できるだけ具体的に書けるところは書いておこうというふうなことで、これは我々も本当に議論をしました、メンバーの中でですね。書けるところはやはり書こうということです。

田中副委員長 私の指摘は、もちろん緩和策を検討する、あるいはその下のバラスト水の管理対策も検討を含めると。これはこれでよろしいかと思うんですが、内容的にはTOR案よりも恐らく報告書全体というか、あるいは緩和策の検討すべき項目に含めるんだと。そういう趣旨かなと思うんです。書きぶりがそのTOR案に含めることとあるものですから、違和感を感じたかなというところでもあります。

石田委員 その点、議論を思い起こしてみると、特にバラスト水を持ち出したり、人工

漁礁の設置、それはいわゆる魚類の生息場所、産卵場所が多少ディスラプトされるという
か、侵されることによる不都合ですよ、それから漁業への影響が出るということへの懸
念がたしか強いような議論をしたように思うんですね。であるがゆえに、特別に取り上げ
たような気はいたします。ですから、若干それだけを取り上げているようにも思うん
ですが、どうなんでしょうかね、TORはやっぱり書かないほうがいいんでしょうか。そこら
辺は私もわかりません。

田中副委員長 今、石田委員がおっしゃられたのは8番でいくと、1)のほうの詳細な調
査をしてくださいと。つまり、こういう港湾工事によって漁業やあるいは魚類に影響を
与える。同時に、あわせて新しい人工漁礁の設置というような緩和策も考えていって
くださいと、こういうことですね。2番のほうは対策の話だろうなと思ったものです
から、これはこれで書くとしたら、TORではなくて別の何か、章立てはよくわかり
ませんが、そういうところに緩和策に含めることとか、そういう話かなと思った
わけです。そういう趣旨です。

村山委員長 いかがでしょうか。

谷本委員 わかりました。

村山委員長 ちょっと、恐らくTORの位置づけが若干違うのかもしれませんが、そこ
を確認していただいて、最終的な案をまたつくっていただければと思います。

柳委員、どうぞ。

柳委員 助言の9に関連して、今のお話のバラストの件なんですけれども、これは
そもそもカンボジアはこのバラスト水管理条約に批准されているのかどうか、基本的
なところがわからないので。もし、これは批准していてもまだ発効していないので、
当分発効どうもしそうもなさそうな感じかなという感じはあるんですけれども、
IMOがバラストの水管理計画についてはそういった具体的な管理の指針的なものを
提示していますので、もし批准していないということであれば、そういうことを
ベースに先取りして検討していただくか、批准しなさいというような、
そういった助言をすとか、そういうことも必要なんじゃないかなと、
そういうように思いますけれども。

谷本委員 すみません。そのあたりは全く我々は議論していませんし、資料にあり
ましたっけ、石田さん。

石田委員 いや、ないです。実は、バラスト水の国際条約については私はあえて
議論を避けていました。たぶん、カンボジアでは難しいだろうと思ったし。だから、
そこはバラ

スト水の批准をしなさいという助言は、そこまではできないような気がするんですよね。という意味で、一般的にバラスト水の管理対策の検討ということでとどめているというか、正直な話、お茶を濁したという感じは私は自分では思いつつ、発言しました。

どうなんでしょうね、バラスト水が、柳先生がおっしゃられるように、批准するといろんなコストがかかる問題だから、大変だと思うんですよね。そういう意味で、かつ、カンボジアのような国にそこまで批准しなさいと求めていいかどうかというのは私もわかりません。だから、僕の感じとしては、せめて外来種が侵入することを、日本の事例を示してあげて、ムラサキガイでも何でも示してあげて、こんなものが世界で侵入していますから、今後危ないから対策をとりなさいというあたりで、逃げるわけでもないですけども、助言委員会としては手を打つ。ちょっと私、変ですね、言葉が。助言委員会の助言の範囲としてはそのあたりでいいのかなと思いつつ、そういう話をしました。

もちろん、生態系の話は何でもそうなんですけれども、突き詰めればいろんなことをやるべきだということは言えるんですけども、現状のコストとか方策だとかを考えると、やっぱりできないことが結構多いとも、最近、生態系のこういう話が本当によく出てくるものですから、思うものなんですね。ですので、どうなんでしょう、もしどなたかバラスト水についてはここまで言ったほうがいいということ、カンボジアの国に対してはここまで言えるということをご存じであれば、むしろそれは教えていただきたいというふうに私個人は思ったりします。

以上です。

谷本委員 同意します。

柳委員 よろしいですか。生物生態系のことを考えれば、バラスト水の条約に入れば、一定の海里の 50海里とかですね 外で交換してまた入ってくるということなんですよ。だから、湾に入ってから排出して、またそこで汲むということをしなくなるので、それは生態系は変わらないのでですね。だから、そういう条約に加盟したほうがいいとは思いますが、条約に関連すると、コストの話しましたけれども、結局はバラスト水が排出されない構造の船舶を用意しなければいけないとか、そういうようなことがあるわけで、それはでも船舶の話ですから、国の話じゃないですよ。入港する国の話じゃないんですよ。だから、それは船籍を持っている国の話のことなので、早くそういう条約へ入ったほうが、生態系が変わらないので、いいんじゃないかなと思っているんですけども。

村山委員長 今のようなご意見も含めて、メール審議でご議論をいただけますか。

長谷川副委員長 この管理対策の一つはやはり条約どうするかと。入っていると思うんですけどもね。

柳委員 入っているんですか。

長谷川副委員長 いや、入っているというか、そういうことの……

柳委員 批准はしているんですか。

長谷川副委員長 検討の中には。

柳委員 その事実関係がわからないで質問したんです。

村山委員長 報告書を読まれて案をつくられているのはワーキング委員なので、基本的にはワーキング委員の方々の最終的な決定でよいと思っています。ですので、今の柳委員のご意見を受けて、さらに踏み込んだ表現をされるかどうかは、最終的にはワーキング委員のほうでご検討をいただければいいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

石田委員 カンボジアの現状を調べればわかると思いますので、メール審議しましょう。すみません、調べてませんで。

村山委員長 それでは、そのような形で。

ほかにいかがでしょうか。もしなければ、幾つかご意見がありましたので、その点含めて少しメール審議でお願いをしたいと思います。

では、3つ目の案件がベトナムの高速道路事業に関するスコーピング案ということで、こちらは松本委員、主査をお願いしています。よろしくお願いいたします。

松本委員 5月14日に結構長いワーキンググループをやって、作本委員、高橋委員、松下委員、柳委員と私で議論をいたしました。配付資料の中にありますように、これは既に現地のEIAがある案件でありまして、その補足及び住民移転計画が議論の中心になります。全体会合が第2回委員会になっていますが、なぜかこれだけ第2回になっていて、これはやっぱり25回に統一していただいたほうが美しいかなと思います。高橋委員が事細かに今回は字句をしっかりと見ようということでありましたので、ここでつまずいてしまったのが若干残念ですが。

中身に入りたいんですが、中身に入る前に5点、この助言案には見てほしいことがあります。1つは、これは1期、2期に分かれている事業です。それがかなり議論になりました。最初の説明だと、2期のスコーピングまでここに入るのではないかというような資料が出されました。ですので、議論の中ではそこを明確にするところから始めました。結論とし

では、2期についてはスコーピング段階からまた改めて助言委員会なりのプロセスが始まるということで、基本的には今回は1期を中心に見ていいということになっております。ただ、資料には2期のことも書いてありますので、そこについていろいろと議論もあります。

それから、2点目は、この1期、2期に分かれた場合、1期は民間が投資できるので、海外投融資を考えていると。2期についてはそれが望めないのが、公共事業でやるという分け方になっています。つまり、事業主体が変わる可能性があるんだということから来る環境社会配慮上の疑問が2点目であります。

3点目は、これは農地を含めると、居住地、農地の収用が2,000世帯に及ぶという、非常に大きな社会影響のある案件ですので、そこについての意見も多かったです。

それから、4つ目は、バリアンタウのあたりがさまざまな開発事業があります。また、同じような路線に鉄道の計画もあったりしますので、こうしたほかの事業との関係についての議論が非常に出されています。これが4点目であります。

5点目が、このルート近くにマングローブ林がある、あるいは文化財があるということから来る指摘があります。

こうした5つのこの事業に伴う特徴が助言案には反映されているというふうにご理解いただければ、中身を理解しやすいかと思えます。

全体事項ですけれども、まず1点目は、ですのでその鉄道整備との関係ですね。

それから、2点目は、Phase 、Phase の明確さがよくわからなかったのが、そこをしっかりとしてほしいと。

3点目は、先ほど申し上げたように、第1フェーズと第2フェーズでは主体が違います。第1フェーズは海外投融資ですので、企業への配慮というのもあるでしょうから、そのあたりどのように具体的にガイドラインを確保するのかというのが3点目。

4点目は、一方、第2フェーズのことについては非常に中途半端な書きぶりになっていますので、これを改めてちゃんとやるんだということを明確にしておいてほしいということ。

5点目は、この地域にはさまざまなインフラ開発が計画をされていますので、やはり戦略的な環境アセスメントというようなものが非常に重要であろうと。そこを働きかけるとするのが5点目。

6点目は、それとも関係ありますけれども、SEAの対象かどうかの確認ですね。

7点目ですけれども、これはちょっとレベルが違うんですけれども、この案件説明のあ

った全体会合では住民移転は200名というふうに説明されましたが、実際には813世帯であったと。つまり、これほど大きな差があったということは、やはり全体会合の信憑性というのに問題があるのではないかとということで、7番目があります。

8番目は、先ほど申し上げたような第1フェーズ、第2フェーズの違いがありますので、そこをしっかりと格差ないように対応してほしいという、こうしたことが全体の事項であります。

代替案については、地元の土地利用との整合性をちゃんと考えるというのが9番目。

それから、第2フェーズの中に、Suoi Nhumという湖があるんですが、これへの影響というのが現在のEIAでもかなり指摘をされているので、ここについてはしっかりと対応してほしいと。これは第2期ですので、また改めて議論の対象にはなりませんけれども、現段階から継承を鳴らしておくということで10番目です。

スコーピング案についてですけれども、これは近くのマングローブ林への影響というのが、出されてきたレポートでは非常に弱い書きぶりであったという印象を皆持っております。11番目については大気汚染の影響ということについて、しっかりと提言をしてほしいと。

ここでもう一個重要な点を私、言い忘れていました。6つ目のポイントとして、実はこの現状においてさまざまな環境基準をこの地域、満たしていません。大気、水、こちらが現状においてベトナムの環境基準を満たしていない項目がかなりあります。それが実は6つ目なんですけれども。ですので、12番目になりますけれども、事業による悪影響もさることながら、そもそも対象地域で基準値を守れるようにまずしないことにはいけないだろうというのが12番目。

13番目ですけれども、これは住民移転に関係してですけれども、移転だけではなくて、他の収入源への生計手段もちゃんと把握してほしいと。

14番目は、移転をしないでも影響を受ける人の数をちゃんと把握してほしい。

15番目についても、この社会経済調査が重要になりますので、適切なサンプリング方法を取り入れてほしいと。ここは皆さんにも共有ですけれども、比較的大きなこういう住民移転が伴う場合において、世銀もADBもサンプル調査というものを認めているということでしたので、ここではサンプル方法をしっかりと考えてほしいと。

16番目も、むしろ生計手段への影響を定量的・定性的というふうに考えてほしいということですね。

17番目は、これはレポートの書きぶりとして、対策との整合性がわかるように、どんな影響源によってどんな社会経済影響があるかを書いてほしいと。

18番目、これはフェーズ分けの話ですけれども、Phase をやるときにはしっかりとPhase を踏まえて行うべきと。それを2つをたがえないようにするということが出されました。

続いて、環境配慮ですけれども、19番目、これは施工時・供用時のTSPのレベルのお話でありまして、この十分な対策をとる。環境基準については実は現状も問題があるということから、委員の中でもかなり議論があったところであります。

20番目は、粉じん、振動、洪水、土壌、こうした点について住民の懸念が既に出されていますので、対応をしっかりととる。

21番目ですけれども、プロジェクトサイトから1.5キロのところのThi Vaiと3キロのCan Gioのマングローブというものについて余り重視していなかったもので、そこに対してはしっかりと重きを置いて見るべきであると。

22番目は、歴史的・文化的なものがある、あるいは宗教的なものがあるので、その保全についてしっかりと見てほしいと。

23番目が、工事中、供用後の汚泥あるいは騒音の生物に対する影響ということについてしっかりと確認してほしい。

24番は、さっきのマングローブのところも関係していますけれども、たとえコアゾーンがないとしても、バッファゾーンがエコツアーに利用されるということも少なくないので、このあたりについては、コアではないからといって影響はないだろうというふうなことを予断として持たないで、しっかりと対応をするべきであるというのが24番になります。

25番は、建設の発生土の話ですけれども、これについても適切な配慮を行うべきというのが25番になります。以上が環境配慮であります。

実は、環境基準を満たすべきであると、今の時点で環境基準を満たしていないんだから、満たすべきであるという議論も委員会ではなされたんですけれども、このあたりは実は委員の中で議論があって、日本でも事業を通じて環境基準を満たすように工夫をしていくというようなこともあるので、必ずしも今現在で環境基準を満たしていないからこの事業はするべきではないというようなことではないということで、そうしたような意見はこの助言案の中には入っていません。

続いて、社会配慮ですけれども、とにかく住民移転が比較的多いので、ちゃんと対応し

てほしいという26番。

27番は、生計手段の回復方法を検討してほしいと。雇用の機会があるかどうかを検討してほしい。

28番目、これも従事する労働者の数が1日19万4,000人と非常に大きいので、これに伴う影響というのはしっかり配慮してほしい。

29番目は、環境緩和策が施工前、施工中、施工後というところでしっかりと配慮を見てほしいと。何か問題があった場合は追加的な措置を講ずるように、JICAも支援してほしいというのが29番。以上が社会配慮であります。

最後がステークホルダー協議ですけれども、住民移転が多いあるいは2,000世帯が何らかの収用をされると、農地を含めて収用があるということの中で、この段階ではまだ212世帯のインタビューしかしていません。ですので、これがどうして212世帯なのかということも含めて、被影響住民全体をちゃんと把握できるようにしてほしいというのが30番目。

最後がフェーズ分けの事業主体が異なるということから来る問題が予想されますので、その点については事前の段階から、両方が適切に同じように対応できるようにしておくというのが31番です。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、お気づきの点ありましたら、お願いをいたします。

石田委員、どうぞ。

石田委員 ステークホルダー協議の最初の項目の30番ですけれども、インタビュー対象の話を、インタビューの世帯数の根拠を確認して、母集団である被影響住民の意見を適切に把握しなさいということなんですが、これがステークホルダー協議というタイトルの下に書かれていることは、ステークホルダー協議ではこういうことはわからないので、それを補完する意味で社会調査を行うと。だからステークホルダー協議の下に30番を置いたという、そういう意味なんでしょうか。これだけ読むと、社会配慮に置いたほうがいいんじゃないかなという気もしたんですけれども、そこら辺を教えてください。

松本委員 そこは深い議論はありません。ステークホルダー協議は実はベトナム側はしっかりとまだ終わっていませんので、今回のJICAの調査の中で行うということになっていて、ベトナム側がやったのはこのインタビューというふうに理解をしていますので、ここで入っていますが、これはですから、おっしゃるとおりステークホルダー協議そのもの

を指しているわけではありません。

石田委員 わかりました。場所はどちらでもいいんじゃないかと思いますが、今ので理解できました。ありがとうございます。

それから、マングローブ林に今後工事が与える影響、工事だけに限ろうと思うんですが、工事後に開発が進めば、いろいろと埋め立てとか進むんでしょうけれども、工事が与えそうな影響というのは大気汚染のみなんですか。水圏でどういうふうにつながっているんですか。水でつながっているんですか、これ、道路位置と。それとも、単に近くにあるので、大気汚染があるというふうな感じなんですか。それとも、大気汚染と水の両方でつながっているという。どんなイメージなんでしょうか。ちょっとイメージが掴めないので、教えてください。

松本委員 これは作本先生ですね。

作本委員 じゃ、私のほうから。すみません。

このマングローブ林って、先ほど松本さんが話されたとおりで、11番と21番にあらわれているんですね。マングローブ林の所在については、21番のほう詳しく説明しております。1.5キロあるいは3キロぐらいのところにマングローブ林が見られると。ただ、もう一つのほうの11番では、ちょっと書き込んではおりませんけれども、マングローブ林だけじゃなくて、工場地帯もあるんだそうです、この近くに。そういう複合的な大気汚染の影響が十分考えられると。しかも、もう基準を超えているというような状況ですから、これについて、11番については相手国政府にもうちょっと政策レベルの提言をしてもらいたい。むしろ逆に、このマングローブ林そのものの21番に関するこちらは生態系を保護してもらいたいという。視点が全く違うということで、11番のほうのマングローブ林は一つの理由というか、根拠にすぎません。根拠にすぎないというのは、11番は相手国政府に大気汚染がこれ以上広がっちゃうまいでしょうという政策提言をしてくださいよという、そういう意味合いでの内容であります。

高橋委員 補足させていただきます。

マングローブ林、21番にありますように、今お話があったように、一番近いところは1.5キロというような、そういう記述があります。ただ、これが、いわゆる工事の事業区域そのものには入らないんですけれども、具体的にどういう影響があるかというのは必ずしも明確ではないということもありまして、そこで23番、汚泥、騒音による水生生物、鳥類と、これはマングローブ林のところもある程度意識をした上でこういう、特にマングロ

ープ林ですから鳥類なんかがありますが、確認するという事です。

石田委員 すみません。特にこだわるつもりはないんですけども、つまり、具体的に考えてみると、1つは、近くのマングローブ林に対して、11番ですけども、大気汚染の影響が直接的にあるだろうという心配をされているということ、もう一つは、21番や23番で書かれておられるように、いわゆる水でつながっていると。マングローブ林が河口域にあり、線形が通るといところが同じ河川の上流域、または湿地の上流域、また湿地のどこかをかすっているという。それは水でつながっている。片や大気でつながって、片や水でつながっているという意味の影響として考えておけばいいでしょうか。その確認だけですけれども、お願いします。

作本委員 すみません。作本です。

今、大気と水、両方でまさにつながっている。おっしゃるとおりです。大気汚染も明らかに基準を超えている。水質に関して、これは大腸菌の問題がかなり騒がれているというぐらいに水質汚染が進んでいるということです。だから、それを束ねてこれを一緒に生態系のほうと論ずるわけにもいかないの。11番については、まさにこれは大気汚染だけを分けちゃっております。だから、本当は大腸菌の汚染については、健康被害というようなことで取り上げる必要はあったのかもしれませんが。ここには特にうたっておりませんが、水質汚染の関係です。

石田委員 状況が何となく見えてきましたので。ありがとうございました。

田中副委員長 田中ですが。

今の11番、12番ですけども、これはこの高速道路事業に関連しての提言なのか、あるいはそもそも12番のようにバックグラウンドそのものを改善するという提言なのか。ちょっと意味が違うかなと思ったんですね。恐らく、直接的なこの事業に関連して大気汚染や水質のことを提言しようということであれば、環境配慮項目のほうに持っていったほうがいいのかと思った次第です。もっと包括的にバックグラウンドそのものをよくしろということであれば、ここでもいいし、あるいは全体的事項でもいいのかと思った次第で、この扱いですね、11番、12番の意味合いというか、射程がどこにあるのかというのを確認させてください。

松本委員 それはまさに、この事業はもはや超えた基準のさらに上に行くわけですから、そもそもからして、この地域が環境基準を守れるようにすることという提言であります。それをどこに置くかなんですが、これは実は私も悩ましいなと思ったんですね。つまり、

これはスコーピング案に対する助言なんですよ。そうすると、すべてスコーピング案になるんじゃないかという気もするわけですね。なので、確かに場所は非常によくわからないんですけども、でも、当然このすべての助言は現在のスコーピング案に対してしているので、私はそこはどこに区切るというのは、実は特にスコーピング案のときは重要ではないというか、基本的にはスコーピング案として皆スコーピングの中に入れてほしいということだと理解しています。

田中副委員長 わかりました。意味合いはよくわかりました。一つの整理としては、例えばバックグラウンドに対して言うんだということであれば、全体的事項で言うのも一つあるかなと思いましたし、スコーピング案となると、何か事業を前提にしたことかなと思ったものですから、その位置づけについてちょっと確認をさせていただきました。これが一つです。

それから、もう一つは、Phase のことが何カ所かに言及されて出てきているわけですね。先ほど、松本主査のご説明のようにいけば、1期と2期と分かれて、今回は1期を中心の提言にしているんだと、こういうお話だったと思うんです。例えば24番のような項目であるとか、恐らく今後のPhase を検討するに当たって、今の段階から申し送っておいたほうがいいんじゃないかということで、こういう項目が整理されていると思うんです。たぶん、環境配慮というこの項目を整理された19番以降は、当面はPhase の直接的な事業に対する提言だと理解をしたものですから、では24番のこのPhase のことがここに入ったのが少し違和感を持ったと。こんなことであります。

それから、もう一点、SEAの話がありまして、5番ですかね、地域全体のSEAをやるべきだという話があり、6番に、本事業がSEAの対象かどうか確認するという話があって、これは助言案の審議の段階ではまだどちらか決めかねていて、こういう項目が残っているわけですね。ですから、6番がこのSEAあるいはSEAを今後やるという5番の話に吸収できるのか、あるいはSEAかどうかということを確認しろという、そういう趣旨でとどまるのか、ちょっとこの点、整理があってもよろしいのかなと思います。

以上です。

松本委員 わかりました。これは後で。じゃあ、作本委員、よろしいですか。確かに5の中にもう読み込めるということもありますので、検討します。

作本委員 ちょっとすみません、補足させてください、今の松本さんのお話に対してですね。このPhase についてはもうEIAは済んでいるんですよ。しかも事業主体が異なる

る。Phase はこれから。今回の事業目的を我々も事業者は何回か聞いたんですけれども、Phase について民間のでいけないかということを中心に調査をしたいと。しかもアセスは済んでいる。Phase については、先ほど松本さんのがありましたけれども、ODAでいきたい。そちらのほうの感触を掴みたいというところもこのプラスアルファの調査内容に入っているんですね。そういうことで、ちょっとPhase とPhase の記述自体が、これは2番に書いておきましたけれども、ごちゃごちゃになっているんです。どっちに重点があるのかわからない。じゃ、とにかくPhase ははっきりしてくれと、Phase については、今の段階でODAにするかどうかということを含めてはっきりしてくださいという形になっているんです。

それで、このSEA、これはもう既に法律としては2008年からベトナムはSEAを制度導入している。この中では高架鉄道と鉄道の改善・向上、こういうのをSEAの対象にもベトナムはしているわけなんですけど、今回のこのEIAの結果を見ても、SEAに触れているのか触れていないのか、そういうことを検討したのかどうか全く読み取れないという。制度調査にも入っていないと。そういうふうなところで、とにかくSEAはどうなっているのかと。忘れちゃっているのかなというぐらいの問題意識を持ってグサッと6番では聞いているような状態であります。

村山委員長 では、5番と6番はまた整理をお願いします。

満田委員、どうぞ。

満田委員 やはり松本委員が説明したように、私自身は相手国の環境基準、大気、水において既に超えているというところにひっかかっています。超えていて、相手国に基準を守れるように働きかけることと言いつつ、さらに大気汚染・水質汚濁に追い討ちをかけるような事業を協力していこうということにちょっと矛盾を感じているわけです。

このバリアブントウの地域はかなり過開発の状況にあるのかなという印象を私は持っています、港湾ですとか空港とか道路、鉄道等の案件が集中しているのかなと。その中でマングローブ林、あるいは既存の自然生態系、あるいは社会的な影響も、いわゆる累積的な影響ということでかなり影響を受けているのかなということを考えておきまして、やはり相手国の環境基準を既に超えており、かつそれに関してさらに悪化させる事業に対して本当に協力をしていいのかどうかというのは、ちょっと慎重に検討したほうがいいんじゃないかと私自身は考えています。

以上です。

村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

鋤柄委員。

鋤柄委員 ちょっとこの段階でお伺いするのはもう的外れなのかもしれませんが、一日当たり19万4,000人も従事されるという、これはこの道路工事だけのことだと思うんですが、ベトナムって人口8,000万とかもう少しいらっしゃるのかもしれませんが、その400人に1人ぐらいになるんでしょうか、そういう方がこれだけにかかわって、今のお話ですと、周辺で同時にさまざまな整備事業が実施されるということで、1つには、そんなに人が集まるのかというのがちょっとびっくりしているといえますか。恐らく、賃金等々にしても相当な支払いになるんじゃないかなと。これはそういう計算なんですねという確認が1点です。

それと、1日19万4,000人という方々、この方々にご家族ですとか食料を供給される方々ですとか病院等々を含めて、その工事期間中お住まいになることができると思うんですが、19万、ですから20万ぐらいとすると、かなりの大きさの都市に相当するんじゃないかなという気はします。そうしますと、ただでさえ環境基準が守られていないところで、上下水道ですとか廃棄物ですとかいったようなことがかなり重大なこととして生じるのではないかなというふうに懸念します。なので、その点についての考慮といえますか、ほかの整備事業等々を含めた、先ほどから出ているような地域全体としての物の考え方というのを少し整理されたほうがいいと思います。そういうアドバイスも必要ではないかなというふうに思いました。

村山委員長 あんまり時間がないんですが、もし事実関係がわかれば、何か情報をいただけますか。わからなければ結構です。

青木 今すぐはわかりません。

村山委員長 わかりました。今の点はワーキングでご検討いただくということでお願いします。

佐藤委員。

佐藤委員 今のと続けてなんですけれども、28番で私も気になっておりまして、労働者の労働環境衛生に対する配慮のことが書いてあるんですが、結局、プロジェクトの関係者であって、地域住民の安全とか、あとは衛生を侵害しないような措置というものが重要なかなと思っております。大腸菌のことも先ほどご指摘ありましたとおり、人数が多いものですから、何かしらその安全面とか衛生面での地域住民、プロジェクト関係者に対する

配慮をご検討いただければなと思います。

村山委員長 今回の点は、28番についてより踏み込んだ記述が考えられるかどうかということをご検討いただきたいということですね。

では、よろしいでしょうか。少しご意見が出ました。私も拝見すると、少しカテゴリーの分け方もご検討いただいたほうがいいかなという気もしますので、その点も含めてメール審議をベースにご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、4つ目の案件が残っていますので、これについて、まず助言案、ご紹介いただきたいと思います。主査が武貞委員ですが、ご欠席ですので、谷本委員と伺っています。よろしく願いします。

谷本委員 じゃあ、引き続きまして、インドネシアのクリーンコールテクノロジーというプロジェクトの最終報告案に対する助言です。

5月25日ですので、大急ぎでという、本当にちょっと大変でした。武貞主査にまとめていただきました。メンバーは石田、武貞、二宮、私ということで、4人で担当しています。

1枚めくっていただいて、40ほどの質問から15にまとめました。それで、今気がつきました。幾つか同じようなメンバーが集まって、同じような緩和策を講じることというのがあります。これは田中委員からまた再度言われることを覚悟して言います。

1番目、全体ですね。1番目、これは報告書に書いてなくて、あんまりというか、ほとんど書いてなくて、非常に気になりました。貯炭場ですね、石炭炊きの火力発電所ですから。そのところでやはりよく発生するのが自然発火ですね。ここのところの対策が書かれていないというんですか、設備等のことがなかったので、これはきちんと書いてくださいと指摘しました。

それから、2番目のところは、これは石田委員が追記されているんですが、これ実は昨年12月5日のスコーピングのときにこういう助言をされていますが、触れられていなかったということで、再度これはきちんと書いてくださいという要求を出しました。

それから、3以下が環境汚染、それから自然環境のところです。3番目が、ジャワでは本当に残されたわずかな、先ほども次のプロジェクト、5番のありましたけれども、非常に少なくなっているマングローブのことがあります。それをきちんと調査をしてくださいということですね。ここでも実は緩和策をとということをつけ加えております。後ほど議論ください。

それから、4番目は、やはり盛り土をします。それから石も使います。そこを民間の業者から仕入れる予定にしていますということですが、きちんとその部分はチェックしてくださいということですね、業者の方のところを。

それから、5番目は、同じように石炭を今度は船から揚げるというところで、ジェティを、突堤を出していきます。これはジャワ海ですから浅いですから、かなりの距離をですね。そのときにやはりいろんな工事を起こします。浚渫やります。土砂をやっぱり投棄します。ですから、サンゴ礁、マングローブ、海底沿岸生物系、それから漁民の人たち、さらにはジャワ海ですから非常に海上交通が多いです。そういうところをきちんと調和させてください。で、対策をと、緩和策をと述べています。

それから、6番目、ここは今実は発電所の建設予定地、隣側にある工業団地の会社を持っています。そこをPLN、発電会社が買い取るという形になっていると思うんですが、そのやはり動植物ですね。後ほど、作業、農業等をされている方の調査のことも触れませんが、湿地帯であるといってもやはり生物系はありますので、そういう生物をきちんと調査してくださいということです。

それから、7番目は、沖合いの島があります。そこで漁民の方々います。それから、海上交通もあります。きちんと評価はされているんですけども、緩和策にきちんと今のところをこのドラフトファイナルレポートではなっていないので、整合性をとって補足説明、必要ならしてくださいという指摘です。

それから、8番目、温排水の問題です。サンゴ礁、それから底生生物、それから浮遊性の生物等々、いろいろ影響が出ると思いますが、きちんと調査をしてください、必要ならば緩和策を検討してください、それを報告書にお願いしますということです。

9番目が、燃やした後の石炭灰ですね。灰の話です。これは一応きちんと処理をしますと、液体も漏出しませんと、漏れ出ることはありませんと書かれていますけれども、最悪の場合を考えて、きちんと対応をお願いしますということです。

それから次、社会環境です。先ほど述べましたように、建設予定地、既に立ち退きをされていますけれども、今の土地の所有者といわゆる合意のもとで使っていていいよということで、農業で使ったり養殖に使ったりしています。発電所が建設されると、やはり移動していただくと。ですから、そういうふうな移転計画をきちんとつくって、必要ならば生計維持あるいは生計の向上のための手段をとってください。これは実施機関の電力公社にお願いしますということです。

それから、11番は、よく我々も注意すべきなんですが、貧困と言った場合、何をもって貧困と言うのかということがあります。これは石田委員からの提案で、きちんと貧困の定義を書いてくださいというふうなことです。

それから、12番、質問状をつくって調査をされています。その調査の結果がきちんと書かれていない、もったいないというふうなことで、もっときちんと書かれたらいかがですかということで、より充実した記述にしてくださいという提案です。

最後、ステークホルダー関係、1回目、2回目、終わっています。情報をきちんと入れてくださいということです。それが13番目。

14番目は、6月ごろにもう一度やられると。ですから、幅広い参加者を確保してくださいということです。

最後は、今後のF/S段階のステークホルダー協議では、環境関係の議論もきちんとやっってくださいというふうなことで、この15点を申し上げました。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

かなり時間が短い中でまとめていただいておりますが、何かお気づきの点ありましたらお願いいたします。

米田委員、どうぞ。

米田委員 すみません、小さなことで。1点だけ。1番の2行目、「発火防止・消化」の「消化」は火の「消火」ではないかと思うんですが、確認させてください。

谷本委員 すみません。日本語を忘れていまして。修正します。

村山委員長 ここは字句修正ですね。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、今の米田委員のご指摘の点を修正してください。

谷本委員 委員長、すみません。カンボジアの件も今回もそうなんです。我々、ほぼ同じメンバーが議論しまして、その緩和策の話、先ほどの田中副委員長からの提案がありましたので、これちょっとじゃああわせて、すみません、やって。提案は石田先生なので、いろいろやりましょう。お願いします。

村山委員長 わかりました。先ほどは、TORに書くかどうかという話で、若干意味合いは違うような気がしますが、あわせてご議論をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、助言文書の確定についてはここまでで終わりたいと思います。

次が案件説明ということで、ウガンダの水力発電所の整備事業に関するスコーピング案の説明があります。既に5時半近くになってしまっていますので、時間が超過をすることを前提に進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この案件については、前回、全体会合で概要説明ということでご説明いただいて議論をしましたが、十分な議論がまだ尽くせていないということで、今回改めてご説明をいただいて議論をするということになります。

それでは、まずご説明のほうをよろしくお願いいたします。

河野 ありがとうございます。まず初めに、お手元のペーパーの確認をさせていただきたいと思います。クリップ留めになっているペーパーで、1番目のペーパーが「ウガンダ国 アヤゴ水力発電所整備事業準備調査（概要）」と書いてあるものです。このほかに3点ございまして、対照表、あと全体会合と書いてあるペーパーです。最後に、福田委員から1枚紙でペーパーが提出されております。今日、福田委員はいらっしゃらないのですが、このペーパーを今日の全体会合で議論していただきたいということでお出しいただいたものでございます。

簡単にこれまでの経緯を話しますと、前回の全体会合でアヤゴ水力のスコーピング案の概要説明を行ったところ、助言委員会の中で、その前に行ったウガンダの水力開発マスタープランについての説明がもっと必要ではないかという話がありました。アヤゴ水力は、国立公園の中にありまして、このこと自体がガイドラインの別紙1の条項に抵触するのではないかとということです。それで、「改めて本事業の前のマスタープランのドラフトファイナルレポートにおける助言に対する対応について説明いただきたい」という要請が助言委員会からJICAのほうにありました。これからそのドラフトファイナルレポートに対する対照表のご説明と、ガイドラインの整合性についての追加説明をさせていただきたいと思っています。

石田委員 すみません。1点だけ教えてください、その前に。今、実は私たちワーキンググループの委員は、書類を受け取って検討中で、助言を、事前コメントを書いているところなんです。まさしく書いていて、11日までに出すんですけども、ここで話し合われたところのいわゆる結論的なものとは関係なく委員会はやはり行われることというふうに理解してよろしいのでしょうか。

河野 前回の全体会合の議論では、今日改めてマスタープランの説明とガイドラインの

整合性の説明を行いまして、それを踏まえて15日のワーキンググループを開くかどうかということを決するというお話だったかと思います。従いまして、このご説明後にその点についても一度委員会の中でご議論をいただくということかかと思ひます。

石田委員 わかりました。ありがとうございます。

村山委員長 私の理解では、基本的にはワーキング会議を開いていただくという前提に議論をしていいんじゃないかと思ひていますが、ただ、今日の議論の動向によってはワーキングを開くかどうかということも議論の対象にはなっていますので、そういう理解であります。

石田委員 ありがとうございます。

和田 それでは、案件の内容についてまず、担当部の電力課の和田と申しますが、説明させていただきます。

お手元の資料のタイトルで「ウガンダ国 アヤゴ水力発電所整備事業準備調査（概要）」というペーパーに沿って、まずは概要についてご説明させていただきます。事前に配布されているので、ポイントを絞りながらご説明させていただきたいと思ひます。

まず、プロジェクトの背景、1ポツですけれども、調査の背景といたしまして、まずウガンダの状況について述べてあります。特記すべきは、ウガンダの電力消費の種別割合というのは、一般家庭で3割ぐらい、そのほか商業、それから産業となっておりまして、一人当たりの電力消費というのがウガンダの場合、近隣国に比べて際立って低いというのが現状でございます。ウガンダは近年、そうは言いながらも経済成長率が年平均8%ぐらいと高く、それに伴った電力需要の伸びも予測されているという状況でございます。

ウガンダの発電部門は、水力発電が中心電源でございまして、水力の設備容量が約410メガワットあります。これは2009年時点での総発電設備容量、全体の電力設備の容量約650メガワットのうちの7割弱を占めているという状況になっています。ほかの電源は需要に対して足りない部分は、ディーゼル火力を焚いています。これが約200メガワット分ぐらいの容量です。そのほか、地方部では、小水力発電やガス発電が30メガワット、15メガワットと、それぞれ小規模ではあります、存在しています。

国内の発電設備が電力需要に対して不足しているというだけでなく、ピーク時の電力需要が2010年時点で400メガワット弱あったんですけれども、その中で水力発電所が、設備容量は大きいんですけれども、老朽化等の影響から200メガワットぐらいしか賄えておらず、不足分はコストの高いディーゼル火力を焚かざるを得ないという状態になっており

ます。

こうした状況の中、電力需要が伸びていくという見込みのもと、2023年断面でのターゲットといたしましてウガンダでは長期電源開発計画を策定していて、その途中過程、2020年においてはピーク時の電力需要が1,000メガワット強に達するだろうというような予測にあります。この需要に対して電力供給をきちっとしていくために、国産エネルギーと言われる水力を有効活用していきたいというような政府の意向を有している状態です。

こうした背景を踏まえまして、ウガンダ政府は2010年の4月に経済成長、雇用及び繁栄に向けた社会経済変革をテーマとした5カ年の国家開発計画を策定しておりまして、電力不足が自国の経済成長のボトルネックであるという位置づけをした上で、アヤゴ水力発電所の整備を優先案件として位置づけております。このことに関しては、ムセベニ大統領が2012年1月の年頭スピーチや2月に開催された国会の演説の中で、将来の電力不足、こうした不安を回避するために、アヤゴ水力の開発推進の必要性について説明しているところでございます。

こうしたウガンダ側の政府の意向を踏まえまして、JICA側に要請された水力開発マスタープラン策定支援プロジェクトの技術協力をこれまで実施してきております。この中で電力政策の上位計画を策定、支援してきました。このマスタープランの中では、複数の開発有望地点の中でアヤゴ水力というのはどういう位置づけなのかを検証いたしまして、プレF/Sを実施しました。このアヤゴ水力の開発の最終的な規模は、600メガワット分ぐらいは考えられるであろうという結論を導き出してはおりますが、年間90%の稼働を保证する保証出力は300メガワット、600メガワットの半分の300メガワットと、それから水量が多いときのみ発電可能な二次電力に分けて、当面、2020年代前半までの最適な開発規模を300メガワットであるという結論づけをしております。環境影響を慎重に見極める必要があるというような議論もウガンダ側の政府やステークホルダーとしてきておりまして、第一段階は100メガワットを建設し、段階的な開発が望ましいという提言を最終的に取りまとめております。

こうしたバックグラウンドを受けて、今回、協力準備調査を実施しておりますが、水力開発マスタープランのプレF/Sのレビューを通じて、600メガワットの全体の概観をまずはいたしまして、先ほど申した保証出力の第一次開発、300メガワット分のF/Sを作成する計画を考えております。そのうちの第1期の開発、要は100メガワット分、段階開発の最初の部分を有償資金協力の案件形成の観点からより詳細に検討をしていくというような

組み立てで、調査を検討しています。

(3) 番目でポイントをかいつまんでおりますが、電力需要想定については5~7%の経済成長を背景に、電力需要が8%ぐらいの伸びで推移する見込みで、下のグラフを入れておりますけれども、こうした右肩上がりのカーブを描く見込みを踏まえ、JICAではハイケースからローケースまで分析しておりまして、色分けして書いておりますけれども、そこにあるとおりでございます。

続いて、水力マスタープランについて少しページの下のほうで触れますが、水力開発ポテンシャルは2,500メガワットぐらいございまして、そのうち既設、既にある水力の容量が410メガワットぐらいになっております。2023年までには約1,300メガワットの全体の設備容量が必要だということでございまして、この中になるべくCO₂の発生が多いディーゼル火力を焚き減らししながら、水力を投入していきたいという意向でございます。

ページをめくっていただきまして次のページで、マスタープラン調査ではJICAのガイドラインに沿った形でSEAを実施しておりまして、まず代替電源の検討を比較検討いたしました。その対象として、地熱やディーゼル火力、それから太陽熱や風力、バイオマス、原子力発電等を比較して、その中で実行可能な現実的な打開策として水力の優位性を確認いたしました。

この電源の選択肢の検討の後に、水力であれば、ではどういうところがポテンシャルなのかということを整理いたしまして、カラガラ、イシンバ、カルマ、オリアング、アヤゴ、キバ、マーチソンという7カ所の水力候補地点の選定を行って、絞り込みを行ってまいりました。その結果、2023年時点の電力需要予測では、1,300メガワットのピーク出力が求められるということの中で、3つの地点がA評価となりました。その3つというのがアヤゴ地点、カルマ地点、イシンバ地点の3地点でございます。なお、カルマ地点とイシンバ地点については、既にF/Sに進んでいます。

その下のグラフですが、これが電源構成の見込みということで、一番下の藤色になっている小さな部分が小水力発電の投入量、それから下からいきますと、その次の濃い色がオーエンフォールズファームとあって、これが既に存在している発電設備でございます。その次に、薄い色になりますが、これはブジャガリ水力とあって、最近運転が開始されたものです。まだすべての設備容量である250メガワット全体の運転開始には至っておりませんが、6月下旬から7月ぐらいまでには全出力で運転する見込みであるという情報を確認しています。

ここから先が今存在していない発電所の投入量でございます、中に折れ線グラフ、曲線が入っていますが、これが需要想定です。この需要想定曲線を下回れば、計画停電をして需給調整をしなければならないと、そういった考え方になります。

グラフの下ですが、こうした結果は、マスタープラン調査のときにはステークホルダー協議を3回行いまして、地元の関係者への説明をしてきております。また、担当省のウェブサイトにも同じような資料を開示して、議論をしてきた経緯がございます。

地図を次に挿入していますが、水力候補地点7カ所の位置でございます。地図の南側、下のほうの青い部分がビクトリア湖です。水力開発地点に沿ってナイル川が流れているというようなイメージで、地図の北西部に当たるところに、若干境界線がちょっと見にくいですが、カルマ地点の次のオリヤング以降、アヤゴ、キバ、マーチソンの地点が、マーチソンフォールズ・ナショナルパークの中に位置するポテンシャルサイトでございます。

その下の地図は、それぞれの地点のビクトリア湖の標高から始まりまして、スーダン国境までの標高差とビクトリア湖からの距離を示した断面図になっています。これが全体の背景説明でございました。

続きまして、アヤゴ水力発電所整備事業自体の概要ですが、プロジェクトサイトは地図に示してあるとおりでございます。

それから、事業目的ですけれども、先ほども触れましたとおり、アヤゴ水力発電所事業は、アヤゴ地域に流れ込み式の地下水力発電所100メガワットを新設することで、これを通じて国内の電力安定供給を図り、もって国の経済社会開発に寄与するものとしております。加えて、環境負荷の低い流れ込み式水力の活用によって温室効果ガスの発生を抑えた電力供給を可能としたいと考えております。

事業概要ですけれども、そこに記してありますとおり、100メガワットの設備をつくるために、総落差87メートルを有効活用しまして、関連構造物を設置していくということでございます。

飛びまして、関係官庁というのはウガンダの発電公社と送電線の送電公社です。それから、責任官庁はエネルギー鉱物開発省という役所になっております。

電力セクターの関連の援助活動を例示しておりますが、無償資金協力でJICAは地方電化、地方の配電線の延伸を支援しておりまして、有償資金協力ではこれまで送電線を中心に支援してきています。技術協力では、先ほど申しました政策策定などのマスタープランづくりを支援してきているということでございます。

次のページをめくっていただきまして、3番目のアヤゴ水力地点の概要と開発事業についてというところに移らせていただきたいと思います。

位置としましては、先ほどの全体の地図からもう少しアヤゴ地点にフォーカスいたしまして、少し薄いくねくねした線のあるところがナイル川でございます。位置はマーチソンフォールズ国立公園の中に位置しています。

それから、次に土地利用ですけれども、公園内の観光を多様化させるために、UWA、ウガンダ・ライフ・オーソリティーが今後この地域の活用、それからサファリの可能性を検討しているところでございます。

国立公園では、次の図に示していますとおり、管理のためのゾーニングが設定されておりまして、アヤゴ地点がちょうど四角で囲っているエリアの中ですが、ここはモデレート・ツーリズムゾーンというゾーニングの位置に位置しております。

続きまして、表でClassification of Management Zones of Murchison Falls Protected Areaとありますが、そのモデレート・ツーリズムゾーンでのツーリズム・ディベロップメントのあり方だとかナチュラル・リソース・マネジメントのあり方について簡単に記してあります。続いて、表の中では、スポーツフィッシング、ウォーキングサファリ等々の活動がツーリズムアクティビティとして認められているということです。

続きまして、開発行為のウガンダ国内法での適法性に関するところでございますが、ウガンダの保護区域での開発事業の許認可というのは、ウガンダ・ワイルドライフ・アクトによって定められておりまして、これは前回も少し触れさせていただいたとおりですが、関係セクションに基づいて、ポツが2つありますが、ウガンダ・ワイルドライフ・アクトのセクション18というところにこの本事業というのがアザー・エコノミック・アクティビティズとして認められる可能性があるということでの解釈について、ウガンダ側と確認しております。セクションの24によって、それを達成するには、EIAの承認によって実施を決めていくというようなことで、手続の流れが決められています。

ウガンダの国立公園内での開発許可事例というのを、前回、サプライの調査が終わった後にもう少し体系的に調べまして、この表で例示してあるとおりのような事例が見られています。具体的には、EIAの承認事例が表に示されているものは、石油関連の開発事業と送電線、観光施設、道路、それから通信施設などがこれまでの事例として挙げられています。ウガンダの国立公園内での開発事業はEIAによって承認されており、そのアクトでは開発事業を必ずしも禁止はしていないということでございます。

最後に、少し情報として触れますが、1994年にウガンダ政府とドイツのGTZが共同でマジソンフォールズ・ナショナルパークをユネスコの世界自然遺産に登録を試みた経緯がございますが、そのとき登録申請が棄却されております。その理由としては、希少生物地域としての価値は十分あるものの、自然状態が二次的であるというようなことが挙げられたということでございます。表の中は見ていただいて、後ほど参考にさせていただければと思います。

JICA側としては、続いてページをめくっていただいて、「準備調査の実施にあたって」というところでございますが、アヤゴ水力の開発計画の策定にあたって、環境社会配慮の検討に係る難易度が高い案件であるという認識から、ウガンダ政府は日本の高い水力開発技術及び環境社会配慮の調査手法等を活用したい意向を有して、本調査の要請を出してきております。これを受けて、電力需要の逼迫した背景、それから本事業の必要性を踏まえて、ウガンダ政府に対して協力するとともに、影響の最小化に最善を尽くすべく、十分な環境社会配慮がなされるよう開発計画を策定する、こういった協力をしていけたらというふうに考えている次第です。調査過程におきましては、マスタープランの時からウガンダ政府側もこちらの求めに応じてステークホルダー協議の開催等、積極的に対応してきていますので、引き続きそこは実施していきたいというふうに思っております。

昨今の国際的な潮流を踏まえて、新興国とか自国資金での開発が行われる可能性が否定できない中、我々としては助言委員会での助言もいただきつつ、F/S調査による環境影響、社会影響を丁寧に検討して、ウガンダ政府に適切な開発計画を提言していきたいと考えております。

このF/S調査の内容ですけれども、調査内容はほかの協力準備調査と類似した内容となっておりますので、ご覧いただければと思います。

調査スケジュールにつきましては表を入れておりますが、12年度4月からスタートしております、全体2年間でF/S調査を終える予定としております。

最後に、環境社会配慮の検討について6点述べておりますが、これは前回の全体会合でも触れた点ですので、全部を繰り返はしませんが、1つ目、今回ウガンダ側とこの調査を計画していく段階で、エンバイロメンタル・アドバイザー・グループというものをウガンダ側で設置してもらえないかと働きかけを行いまして、ウガンダの国立公園とか生態系に詳しい専門家から構成されるメンバー、グループの助言を得られるような仕組みをつくって、実施するようにいたしました。

それから、重要生物の対応ということで、できる限り予算の許す範囲での生態系調査を実施していきたいと。

それから、社会調査に関しましては、周辺住民の資源利用なども、国立公園と言いつつございますので、その変化が生じないように注意深く調査をしていきたいという計画にしております。

それから、最後にウガンダ・ワイルドライフ・オーソリティ自体の体制強化についても調査を進めていく中で、課題等があれば、JICAがどういった協力ができるのかということを考えていきたく思っております。

以上が概要の資料についての説明でございます。

引き続き、助言の対応表、前回マスタープランの最終報告案に対する答申の対応表というのも配布させていただいております。これにつきましては、既にワーキンググループもやっているの、全部を繰り返す時間もございませんので、ポイントとなるところだけ2つほど触れたいと思います。

これまでの助言委員会でのご意見から、まず最初のほうの代替電源の可能性についての検討がどのように行われたのかというところでご意見ございました。対応表の中で書いてあるとおりではございますが、先ほど申したとおり、2023年の電力需要というのを基準に実行可能性の高い選択肢を検討したところ、ウガンダの国産エネルギーである水力の有効活用というのが1つ有力な選択肢として浮かび上がってきたということです。

このほかに、当然水力のみで検討してきたわけではございませんので、点数の高かったところで、例えばですけれども、地熱発電がその表の中の2番目に掲載しておりますけれども、潜在的な優位性があるということは認識いたしました。他方、先ほども出ていますが、800メガワットとか900メガワットの需要増に対応していくための設備ということを考えて、一つの投入としてはあるのかもしれないのですが、今ポテンシャルとしてあるのは50メガワット規模にとどまっております。また、地熱のポテンシャルの検討というのは、またそれに専門の調査も必要であることから、さらなる調査結果が待たれるというようなことでございます。

代替電源はそのぐらいにさせていただいて、続いて25番で委員からもコメントをいただいているとおり、他の最近の開発事例として、ブジャガリ水力がどのような状況にあり、そこでの課題を認識した上でどういう計画を策定したのかというようなことで、我々の考えを整理しましたので、ご説明させていただきます。

まず、ブジャガリ水力発電所で環境社会影響が発生していたため、マスタープランのブレF/S段階でもできるだけ現地を訪れてヒアリング調査をいたしました。F/S段階では、こうしたヒアリング調査の結果を踏まえて、また世銀のインスペクションパネルの議論を参考にしつつ、計画に反映させていく必要があると思っております。

これまでに知り得た情報としては、(1)から(5)まで例示してありますが、そういったようなたぐいのところで、また世銀のインスペクションパネルでポイントとされた事項のF/Sでの対応案というのを黒いポツで5点整理に努めました。1つ、エンバイロメンタルパネルが設置されなかったというような課題があったというふうに認識しておりまして、これについてはJICAで環境社会配慮助言委員会がございまして、これに加えて、先ほどご説明したエンバイロメンタル・アドバイザー・グループをウガンダ側で設置して、現地状況も詳しい専門家の助言も仰ぎながら、実施していきたいと考えています。

それから、ブジャガリではSEAを参照していないというような指摘もあったと伺っておりますが、マスタープラン調査においてこの案件についてはSEAを実施してきているので、それを踏まえたF/Sの調査をしていきたい。

それから、情報公開の不十分な点については、ステークホルダー協議をきちっとやっていくことで補いたいというふうに考えています。

それから、ビクトリア湖の水位低下がここ数年あるということで、それを評価、どのようにするのかということにつきましては、マスタープラン調査での見解といたしましては、ビクトリアナイルの川の流量の記録が100年以上の記録があって、アヤゴ水力はこの100年以上の水門データを用いて計画をしてきております。ですので、現在の流量は本事業で考慮している流量変動の範囲内であるというふうに考えております。

それから、代替案の検討について十分行ってきたのかという点につきましても、先ほど来ご説明しているとおり、2023年断面での需要想定をベースに、ほかの代替電源との比較の結果、水力発電が最適であるということで検討を進めてきているところでございます。

そのほか幾つかありますが、時間の制約もあるので、私のほうからの説明はここでとめさせていただきます。後ほどご質問あれば承りたいと思います。

河野 続きまして、審査部から助言の24番、ガイドラインの整合性についてのご説明をしたいと思います。

お手元のペーパーで右上に「6月4日」と書かれていて、「助言委員会第25回全体会合、ウガンダ国：アヤゴ水力F/S」と書いてあるペーパーに基づいて説明いたしたいと思います。

す。

まず、1点目、経緯でございますけれども、前回の全体会合でも少し触れましたが、昨年の1月、助言委員会全体会合でウガンダ国の水力開発マスタープランのドラフトファイナルレポートに関する助言が確定したということでございます。これは別添の1でございます。お手元のペーパーの3ページ目から10ページまでがそれに該当いたします。

続きまして、3月に特に助言の24番に対して説明を行ったということです。これがお手元のペーパーの11ページと12ページになります。さらにその説明に対して昨年の4月に満田委員から意見書をいただいているということでございます。わかりやすいのが別添の2になりますので、11ページを開いていただきたいと思います。ここに助言の24番に対する説明ということで書いております。

助言の内容でございますけれども、大きく分けると2つありまして、太字の下線で書いていますけれども、1点目としては、ガイドライン上、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならない」ということがあります。これが今回、アヤゴが国立公園の中にありますので、ガイドラインに抵触しているのではないかという議論でございます。2点目が、1パラグラフ下がりまして、生態系及び生物相、これについても慎重な検討を要するというところでございます。

それぞれに対してJICAから3月の時点で、2ポツのところに書いていますが、ご説明をしているということでございます。1点目のガイドラインに抵触するかどうかということですが、これにつきましては、ここの内容としては、事業の必要性、代替案がないこと、さらに環境影響についてはF/Sの中で調べていくということで記載をしております。2点目の生態系、生物相につきましては、これについても著しい転換または著しい劣化に当たるかどうかということについて、改めてF/Sの中で調べなければいけないということに記載しております。

それで、別添3のほうにいきますけれども、満田委員からはこれに対して、特に1番目、ガイドラインに抵触しているのではないかということについてご意見をいただいているということです。ご意見の内容といたしましては、14ページの2ポツの意見というところにありますけれども、我々が事業の必要性であるとか代替案であるとか、そういったことをお話ししたことに対して、そうではないのではないかというご意見です。満田委員からは、内容の確認というよりも、入り口の議論で、「そもそもガイドラインに抵触しているとい

うことが問題です」ということを言われております。それに対しまして今回我々のほうから追加的に説明させていただきたいということです。

それで、1ページに戻っていただきまして、2ポツのJICAの追加説明というところでございますけれども すみません、これは間違えていますね。「(3)」と書いてあるのが「(2)」ですね。この回答というところですね。基本的には昨年3月にご説明した内容を踏襲してまして、それに幾つかの項目を追加して整理をしているということです。過去の議論でもあったのですが、特に内容はともかくガイドラインの整合性について触れられていないのではないかというご指摘を受けてまして、ここで我々はガイドライン上どういうふうに考えているかということに記載しております。

ガイドラインでは、こういったことを書いてまして、JICAは相手国政府に求め確認することになっています。読み上げますと、「本事業については、政府が法令等により自然保護地域として指定した地域に含まれるものの、以下の諸点を勘案することによって、相手国が上記指定した地域内でプロジェクトを実施し得るとJICAは判断した」ということでございます。

ここで言いたいのは、要するに、原則は生きていますということです。例外的に我々としてはこういったことも考え得るのではないかという整理をしているということでございます。特に、最初の「自然保護地域として指定した地域に含まれるものの」という文言です。これは、申しわけありませんが、前回私のほうからここに該当しないのではないかというお話をさしあげたかと思えます。それで、福田委員からも今回それについてペーパーをいただいております、それは違うのではないかというご意見です。我々の中で改めてこれを検討したところ、我々としてもこのアヤゴの案件についてはガイドラインのこの指定した地域に該当するという整理をさせていただいております。ただ、例外的には我々としてはできるのではないかということで、ここに検討しているというものです。

我々がこの案件をできると勘案した点は5点ありまして、1点目としては、これは当たり前前なのですけれども、相手国が法令等により開発行為を認めていることです。2点目としては、プロジェクトの妥当性が十分に認められること。3点目が、実行可能な代替案がないこと。4点目が、望ましくない環境影響、社会影響を伴う場合には、適切な緩和策をプロジェクトが含むこと。5点目としては、現地において社会的に適切な方法で合意が得られること。こういった5点について検討したところ、いずれも我々としては認め得る可能性があるのではないかということでございます。

1点目の法令については、先ほど電力課から話がありましたとおり、EIAの承認により開発事業の可否が検討されるということでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページの2点目の妥当性については、これはマスタープランの中で十分検討されたのですが、水力発電が最適だということが明らかになっています。

3点目の実行可能な代替案がないこと、これについては、ここに書いてありますけれども、アヤゴ、カルマ、イシンバの3地点以外に実行可能な水力発電事業はないという結論になっております。カルマ、イシンバについてはもう既に自国資金や民間資金で行われるということで、JICAで求められているのは、アヤゴの案件を実施するというところでございます。

4点目の環境社会への影響・その緩和策ですが、これについてはまさにマスタープランの中ではSEAしかやっていませんので、改めてF/Sの中で十分に明らかにする必要があると我々は考えております。

5点目の現地における合意、これもF/Sの中で現地ステークホルダーと十分に協議を行って、この案件に対するサポート、十分に確認するということが必要かと思っています。

従いまして、本事業はこの指定した地域に含まれておりますけれども、本体事業の実施の是非については、フィージビリティ調査の結果をもって確認をしたいと考えております。

我々といたしましては今回ガイドラインに抵触しているとは思っておりませんので、ぜひとも15日のワーキンググループで本件に対するご助言をいただきたいと考えております。

我々のほうからは以上でございます。

村山委員長 ありがとうございます。大分時間が過ぎているんですが、非常に重要な案件ですので、続けて議論をさせていただきたいと思っております。

概要説明という意味では、F/Sのスコーピング案に関する説明ということですが、今日の議論の焦点は、ガイドラインとの適合性ということだと思いますので、この点についてできるだけ集中して議論をお願いしたいと考えております。

では、満田委員、どうぞ。

満田委員 この「原則として」というところで読むと、これは例外なんだということを示していただいたものと思います。しかし、この5点とも納得できるものではありません。まず(1)ですが、法令等によってこの地域での開発行為を認めていることに関しては、ガイドラインの条項というのは相手国の法令を遵守するというものに加えて、わざわざこ

の文言が加えられているわけですね。

福田委員が提出したペーパーの4ポツを見ていただきたいと思うんですが 裏のほうですね。ガイドライン上、自然保護地域でのプロジェクト実施の禁止は、国内法令への遵守とは別に、独立の項目として規定されている。国内法令で許容されていることを理由として、自然保護地域に当たらないとすると、同規定は存在意義を失うこととなるというふうにしていますが、私も同意見です。相手国の法令上の開発行為が許可されているとはまた別に、この文言が規定されていると考えています。

(2)についてなんですが、妥当性について認められることは、これはすべてのJICAが協力する案件については認められなくてはならないものであって、これはすべての案件について共通することではないでしょうか。

3もまた然りです。私たちはウガンダ側がこの案件を実施することを別に止めているわけではないんです。ただ、JICAがそれを支援することはこのガイドラインの違反に当たるのではないかということを示しているわけで、(2)、(3)を別に問題にしているわけではなくて、これはウガンダ側で実施するのであれば、それはそれで一つの考え方であろうとは思っていますが、JICA側での協力というものを問うているわけです。

(4)、(5)についても、これはガイドライン上すべての案件についてJICAが求められていることであって、これをもって「原則として」に当たるとするのは、これは納得できません。

以上です。

村山委員長 日比委員、どうぞ。

日比委員 ありがとうございます。ご説明いただきまして、経緯あるいはより自然保護、国立公園の性格等はよくわかりました。

ただ、福田委員から提出されているペーパー、それから今、満田委員のおっしゃったことに私も全く同感でございます。ここの原則の読み方もいろんな読み方があるんじゃないかなと思っておりまして、私は最初読んだとき、この原則というのは、例外というのはその後ろの括弧書きの「ただし」のところかと思っていたんですけれども。そういうふうに見れば、このプロジェクトは少なくとも当該地域の保護の増進や回復を主たる目的としていないので、原則から外れたところでも当たらないんじゃないかなというふうに私は解釈していたんですけれども。そういうふうな解釈の仕方がいろいろあるかと思うんですけれども、私はそういう見方をします。

仮に例外として扱えるとした場合に挙げられている理由ですけれども、これも本当に満田委員がおっしゃったとおりだと思わなければならないけれども、これは5つとも、ここに書いてあることはたぶんすべてそうだと、私も思います。3番目の代替案のところについては、ちょっともう一度全部を見直さないと、本当にそうかというところまではわからないんですけれども、そうであったとしても、自然環境の保全・配慮のためにこういう地域では事業をしないというためのそもそもガイドラインのはずであるので、やはりこの5つというのは原則以外の例外規定 例外規定というのがあるわけではないですよ 例外として扱える条件には当たらないんじゃないかなというふうに私も思います。

1つだけ、これを前にもし、私は現時点ではそういう意味でこれはガイドラインに抵触するというふうに判断いたしますけれども、仮に進めるのであれば、まさに明文化がされている例外規定だと私は思わなければならないけれども、このプロジェクトが保護の増進・回復に主たる目的に資すると、そういうプロジェクトとすれば、進められなくもないのではないかなというふうに考えます。

以上です。

村山委員長 ほかにいかがでしょう。

松本委員、どうぞ。

松本委員 意見が違うわけではないですが、同じ意見だという意味で申し上げたいということなんです。

やっぱりこういう解釈の仕方をするのは非常に危険ですよ。私もガイドラインの但し書きというものが例外規定であって、このように新たに5つの5大条件みたいなものが出てきて、これがひとり歩きしていくというのは極めて危険ですし、ガイドラインの議論は一体何だったのかというふうに思います。杓子定規と言われてしまえば杓子定規ですけれども、しかしやっぱり我々でつくったガイドラインですから、それをねじ曲げて当てはめるというのは一番やってはいけないことだと思いますから、少なくともこのガイドライン下ではとてもできないのではないかなというふうに思います。

それから、この5つの条件も基本的にはすべての案件、国立公園内であろうとどこであろうとやはり当然見なくてはならないという満田委員の意見に全く賛成ですので、私もやはりこれはガイドラインに沿っている案件とは言えないのではないかと思います。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

作本委員。

作本委員 すみません。前回、案件についてご紹介いただいて、今日また詳細なご報告、ありがとうございます。

やはりコモنزの悲劇じゃないですが、自然保護の場合には慎重に当たるべきだという気がいたします。

それとあと、ビクトリア湖の水位、これについても一部議論はされておりましたけれども、やはり2006年前後ぐらいから急激に水位が落ちていきますよね。そういうような対策も考えずに、やはりこれは、僕は電力の必要性はわかりますけれども、一方的に推すのはどうもよくないんじゃないかと。ビクトリア湖はこれ、多国間にかかわっていますよね。地域協力の枠組みがないところでウガンダだけが水を引いてしまう。しかも、アドバイザーグループができるかもしれないけれども、どういう傾向を持った人たちが集まるかもわからない。このあたりは……。しかも水量を乾季も配慮すると言っているけれども、本当に乾季まで配慮するのかどうか、そういうことがわからない。

例えば、橋本道夫先生という方が前におられましたけれども、彼はインドネシアのアサハンダムをつくる時に、やはり水位を何センチメートルに保つということを住民との条件にというか、相手国政府でしょうか、条件にしたわけですね。もちろん乾季、雨季がありますし、人が入ってきて観光用で水が今足らなくなったと言いますけれども、そういうようなきめ細かい条件を、もしやるにしたって積み上げていかないと、どうも難しいんじゃないか。

やっぱり私はどうもこれ、ビクトリア湖がもう既にこれだけ自然条件が悪化しているという、いろんなメディア等でも騒がれていることもありますので、ここで直ちにダムを1件つくればいいじゃないかというところに入り込むんじゃなくて、やっぱり複数の関係国のまずそういう協議組織を立ち上げるなり、あるいはそこに外国人、ヨーロッパ人でも日本人でも構いませんから、外国人あるいはNGOを入れたような協議組織を発足させて、いわゆるコモنزの悲劇みたいなことをここで起こらせないようにする。しかも、これが自然保護、国立公園対象ですから、やっぱりそういう枠組みの中で慎重に扱うべき時期にもうそろそろビクトリア湖は差しかかっているような気がいたします。

以上です。

村山委員長 どうぞ。

田中副委員長 いいですか。少し私は雰囲気が違うんですが、2点確認をしたいんですけども。事実確認ですね。

アヤゴ以外にたしかイシンバとどこでしたか、もう一カ所開発が予定されていると。これは、ちょっと私は色分けのことはよく見えなかったのですが、どこにどういう位置関係なのかがちょっと見えなかったんですが、この国立公園もしくはその両カ所ともそういう政府の定めている保護地域に当たっているのか否かと。これが1点目ですね。

それから、もう一つは、これは条文解釈のことで、「原則として」といったこの議論をされた。私の確認は、その議論は、JICAのガイドラインの制定委員会のときにどういう議論があったのか、何か議事録のようなものが残っているのかとかですね。つまり、解釈規定のようなものはどこにもないんですね、きっと。だから、そのときの条文をつくる、つまりガイドラインをつくる際の恐らく議論がそのたたき台になると思いますので、そういう議論が残っているのかどうか。その2点を確認させてください。

河野 まず、田中委員の事実関係のところからお話したいと思いますが、1点目は電力課から話します。

2点目の「原則として」のところですね。これについては過去、このガイドラインを制定するときの有識者委員会の議事録を見たところ、特に議論はなされていなかったという理解です。従いまして、この文言の中でどういうふうに解釈をするかということだと我々は理解しております。

和田 アヤゴ以外の地点ですが、イシンバは国立公園の外にあります。先ほどの説明図で、12分の4ページの地図で場所が書かれているかと思いますが、ビクトリア湖から北に出て、すぐカラガラ、イシンバとあります。イシンバはマーチソンフォールズ国立公園の外です。カルマというのがその北のほう、青い湖がありまして、カルマの取水口は国立公園の外ですが、放水口はマーチソンフォールズ国立公園の中にあります。

田中副委員長 重ねてのお尋ねですが、そうすると、カルマのほうは一部国立公園に入っているということでしょうか。

和田 はい。入っています。

田中副委員長 そうすると、国立公園の中でこの施設、工事施設を設置するときに、政府の許可を得たんでしょうか。それは確認してないでしょうか。

和田 今F/S調査中なので、まだ事業の認可までは至っていないと理解しています

田中副委員長 なるほど。しかし、そのF/S調査をする前提として、たぶん得られるだろうという見込みでやっているということでしょうか。これは民間事業ですか。

和田 ウガンダの自己資金で、インドのコンサルティング会社がF/Sをやっています。

当然、F/S調査をやっているので、彼らとしては開発する方向でミティゲーション等、どうすべきかということ詳しく調べているのだと思います。

田中副委員長 わかりました。

それから、最初のほうの「原則として」という話はわかりました。そうすると、有識者委員会ではそこをめぐっての議論はなくて、しかしその表現が挿入されていると。だから、その「原則として」の範囲をどうとるかというのは、ある意味、今回一つの判例をつくることになる、ということですか。わかりました。

村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

日比委員、どうぞ。

日比委員 すみません。先ほど、今回のF/Sの内容ですが、ワーキングの資料を全部詳しく見る時間はなかったんですけども、先ほどのご説明でも、基本的にはこの開発準備調査と同様の内容になってくるといふふうにおっしゃったかと思うんですけども。いずれにせよこの原則は、これが原則以外になるのかどうかは別にして、仮にそうだという話になったとしても、そのガイドラインで定めた原則以外のことをやる場合に、開発準備調査の内容がほかと同じようなものですよというの、やはりちょっとそこもひっかかるんですね。もし、やはり原則から外れてやるというのは非常に重いことだと思いますので。あくまでも、私はこれは原則から離れてやっていいとは思わないんですけども、もしそうお考えだということであれば、要は例外として進めるだけの内容というのをある程度今の段階でもお示しいただきたいなというふう思うんですけども。

和田 すみません、先ほど時間が押して少しはしょってしまいましたが、4ボツの調査内容のところ、ほかの調査と組み立てとしては構造としては似ていますという意味での、そういう意味合いでの発言でした。

一方、調査スケジュールを見ていただければと思いますが、通常の協力準備調査ですと、最短のものは6カ月ぐらいでやっていたり、長くても1年半ぐらいのものが比較的多いですが、この案件については、マスタープランのときの最終助言や、ワーキンググループの議論も踏まえて、1年間の少なくともワンサイクルの環境調査はしなくてはいけないだろうということもございまして、計画として今24カ月の調査期間としています。調査スケジュールの中の中段あたりに黒いバーが長く伸びている部分、ここは環境調査で、特にこの案件については厚く配慮して対応しているところです。

それから、事実確認ですが、先ほど作本委員からお話あった点で若干情報の補足ですけ

れども、この案件は、流れ込み式水力発電で、ダムは作りません。川はアヤゴ地点の、取水口から鉄管にバイパスはしますが、その後水は川に戻って、同じ流量が戻ります。エネルギーは活用しますが、水はどこでもなくなる計画にしております。

それから、ビクトリア湖ですけれども、乾季と雨季の変化がは、水門の記録は100年を超えるオーダーでございまして、それを見ていると、渇水年とか豊水年というのはあるような感じではございますが、季節変動というのは、ビクトリア湖の膨大な水が溢れ出ているところもございまして、ショートタームでの変化よりはもう少し大きなイヤーの変化が大きいのかなと、確認しております。F/Sをもしもやる場合は、その点についてももう一度慎重に検討はしたいというふうには考えております。

以上です。

高橋委員 いろいろ調査とか影響という話になってきましたけれども、これはそういう自然保護地域に影響がないのは当然でありまして、ガイドラインでもまたはこのような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないという記載があり、また生態系、生物相ということでもいろいろあるわけですが。それはいわば当然で、それをいろいろ配慮していただくのは非常にありがたいんですが、やはり前にそもそも、この先ほどから議論になっているような、こういう地域でやるのがガイドライン上整合性があるのかどうなのかと。やはりこの問題だと思っんですね。私の意見としては、各委員がそれぞれおっしゃっていたことと全く同じといいましょうか、尽きるんですが、本日ご提示いただいた1から5の理由というのは、これはもうどこのプロジェクトでも当然でありまして、殊さらこれが守られるから保護地域でもオッケーだということは言えない理由ではないかというふうに思っております。

以上です。

村山委員長 作本委員、どうぞ。

作本委員 先ほどのJICAのご説明、ありがとうございました。

私、ちょっとこの法令の適用のところまでひっかかって、もやっと考えていたんですが、このウガンダの野生生物の保護法ですか、このワイルドライフ・アクトって、これに基づいてこの案件をすべて該当するかどうかというような判断を行うには、余りにちょっと無理な法律というか、これはそもそも自然保護、野生生物を保護したいということで、国立公園等の地域を対象に決めているものだと思うんです。そのときに例外措置を行うのは法律の常でありまして、それは当然のことです。すべて100%全部について開発を行

っちゃいけないとは書けるもんじゃない。

そうだと、むしろやはりここで法律の文言でこれを入れているのか除いているのかというような議論は余り意味がなくて、もう少し彼らの政策の中で今エネルギー需給をどう考えるのかというようなことを、政策レベルですか、そういうようなことに入っていきたいと……。これはもちろん相手国は必要だということを言っておられるんでしょうけれども。

それとあとは近隣国との、ちょっと先ほど申し上げましたけれども、自然生態系、いわゆる声も出ないような自然生態系を我々がどう考えるのかと。

あと、もう一つは、やっぱりさっき申し上げましたように、第三者機関、チェックする。我々がこういう口を出すのも結構なんですけど、当事者を含めた、住民だけじゃなく、ステークホルダーだけじゃなく、相手国のアドバイザーだけじゃなく、いろいろNGOあるいはヨーロッパの人たちを加えた監視。というのは、入り口だけじゃなく、これからこういう会議を行う場合にでもいろんな問題が起こるかもしれないので、その機関を、国をまたがってでも構わないけれども、設立するというぐらいのことを、もし事業をやるならば必要ではないかと私は思います。

今の枠組みが相手国にとって影響があるかないかだけを前提にこの議論をしているところに、もう既に限界があるんであって、ワイルドライフ・アクトだけじゃ、もちろんこれはそこまで想定していないわけですから、それをもって文言に係るかどうかなんていう議論はある意味では不毛であって、むしろ政策レベルでどう考えているのかという、政策判断のもとに、もう既に説明ありましたけれども、エネルギー需給等を含めて、やっぱり大局的に考えるしかない問題じゃないかと思うんですね。あと、やはりここでの自然保護というテーマが我々の通常の環境問題とは違う、もうちょっと深いところだということだと思います。

以上です。

村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

鋤柄委員から。

鋤柄委員 今の作本先生のご提案に関連しまして、恐らくこの今日いただきました資料の1ページ目に書いてあります5カ年の国家開発計画、こちらでアヤゴ水力は優先開発というふうにされているわけですがけれども、この時点では国立公園の中に入っていること等も当然、先方は認識されているという、そういうことでよろしいんでしょうかというのが

1点と、あとは、これはとても乱暴な話ですけども、開発ですとか災害等によって国立公園の指定を解除した場所というのはあるんでしょうか。もしご存じであれば、ご教示いただきたいと思います。

和田 1点目ですけども、この時点でアヤゴがマーチソフールズ・ナショナルパークであるというのは、ウガンダでは周知の事実ではございます。

それから、開発をするために国立公園の指定地域から除くという話は、これまで調査で聞いたことはございません。なので、このアヤゴに関してコントラバーシャルだからそこを国立公園から外そうというような動きにはなるとは思っていません。それよりも、ウガンダ・ワイルドライフ・アクトで言われているのは、EIAの承認を条件に開発が許可されるかどうかというところが審議されるということです。

鋤柄委員 というのは、何でそんな極端なことをお伺いしたかといいますと、これまでに許可された例というのがざっと表になっていますけれども、試験掘削ですとかあるいはサファリ用のロッジですとか、そういったものが対象となっているようで、恒久的な土地利用転換とかそういうのは対象になっていないのかなと思います。私もガイドライン上、公園内では開発は実施しないという原則は当然だと思いますけれども、さらにこのワイルドライフ・アクトで想定しているその他の経済活動ですか、それにも該当しないんじゃないのかなという印象を持ちました。

ワーキング用の資料でお送りいただいた、本日のには入っていないようですけれども、野生生物等についての説明をいただいていますよね。そのテーブル10の1の1で並べている例外的にやってもいいこと、アロードアクションと書いてありますけれども、その並びを見ると、調査ですとか多様性の保全ですとかいったような並びになっていますので、この発電所というのは果たして当たるのかなというのが1つ。それと、このような許可手続で許されますよというふうに書いてあるところも、私はちょっと英語、不確かですけども、よりよい野生生物のマネジメントのために許可する場合があるというふうな読み方ができるんじゃないかと思うんですけども、それもちょっと該当しないんじゃないかなという、そういう印象を持ったものですから、その辺をちょっと。そうではないんだというふうにお考えであれば、それをお聞かせいただければと思います。

和田 ウガンダ・ワイルドライフ・アクトのその法令に遵守して、当局として管理を行っているウガンダ・ワイルドライフ・オーソリティというところがございます。今日お配りした資料の概要の12分の9ページに適法性のところを少し書いてありますが、先ほど委

員からお示しいただいた表のアロードアクションと同じところですが、そのUWAと呼ばれているウガンダ・ワイルドライフ・オーソリティと確認しまして、この案件がエニー・アザー・エコノミック・アクティビティとして、その後の検討し得るカテゴリーなんだということは、この調査が始まる前に確認をしております。UWAの中にはリーガルオフィサーがいらっしゃるようで、そこからの確認ということで考えております。

それと、若干補足ですけれども、先ほど来出ている周辺国との関係につきまして、ナイル川については、既存の発電所の水の運用につきましても、エジプトと相当昔に合意された合意曲線という、流量を自然の状態のときで流し続けるというような約束をしております。それを遵守しようとウガンダ側は実施しています。ナイル・ベイシン・イニシアチブという流域国で構成される機関がございまして、そこでモニタリングだとかナイル川上流部での開発については、F/S時点では下流国に情報を提供しなければならないとか、そういったメカニズムがございまして、マスタープランのステークホルダー協議でもNBIには必ず来てもらうようにということで、入っていただいております。インセプションレポートの初期の段階のときは、ウガンダベースのNBIの方が来られていたんですが、最後のドラフトファイナルレポートの協議のときには、エジプト本国からも人が来て、この上流部の動きについては話をしております。

また、流域国の中で、一昨年だと思うんですけれども、コーポレーション・フレームワーク・アグリーメントということで、水の利用についてのアグリーメントをケニアとかエチオピア、それから下流国のスーダン、エジプトも含めて合意形成をしようとしております。そういった流れの中で、エジプト側も政権がかわって、上流国の水をとって下流国へ流れる流量が著しく変化しないというような、そういった概念でもって水利用を認めるだとか、といったような話し合いはされておまして、この案件についても、エジプト本国からアヤゴが流れ込み式であるということはわかったと。開発するに当たっては、その計画、詳細をまた共有するよという話はされております。そのあたりについては調査団の方々も十分に慎重に注意しながら、情報を共有してきているところです。

以上、補足でした。

幸丸委員 私が伺いたかったのは、国際湖沼あるいは河川の協定みたいなものの存在です。今のお話で、そういうことがあるということでした。日本の場合の水利権みたいなものが存在すると考えると、水利権って非常に強いもので、自治体なり企業なりが設定しちゃうと、ほかには使えなくなっちゃうんですね。だから、そういう点で、どのくらいその

辺がビクトリア湖の水が周辺の国家で利用されているのかなという話とその実績があって、もしこっちは流れ込みだからビクトリア湖の水位を下げるなどか言って、その実績をもとにまたいろいろ主張するとかって、何か国際紛争の種になりそうな気がするというところがちょっと気になったので。協定に基づくある程度の話し合いがあるということは理解しました。

伊藤 1つだけ補足させてください。このナイル流域国の水配分に係る協定ができたのは1929年と言われてます。その時期に下流国の水配分を確保するためにできたものであって、上流のケニアだとかエチオピアなど6か国が、さすがにちょっと今の配分は公平でないので少しこの協定を見直してほしいという話をここ数年ずっとやっているという状況です。

エジプト側もその上流の開発には非常に神経質になっていて、先ほど話があったとおり、こういう調査があるとなると、聞きつけてきて、どうなっているんだと。実は、私どものほうにもエジプトからわざわざ出張に来て話を聞きに来たぐらいでして、本当に気を使っていると。ただ、先ほどありましたとおり、ちょっと政権が変わって、上流国と少しずつ調和を図りながらという雰囲気が出てきているのかなと。

我々も仮にこの調査を続ける場合に当たっては、ナイル・ベysin・イニシアチブの枠組みを使って、きちんと情報公開等をしていく必要があるということは認識している次第であります。

以上です。

村山委員長 松本委員、短くお願いします。

松本委員 ええ、非常に短く。こういうところは知らない人が多いので、若干偏った情報だけが流れるんですが、アグリードカーブ (Agreed Curve) についてはこれはインスペクションパネルにかけられているんですね。要するに、アグリードカーブで水を供給していないという文章が理事会に出されていて、その2つが矛盾しているということがインスペクションパネルにかかっているんであって、そもそもアグリードカーブが、合意流量というものが守られていないのではないかというのがインスペクションパネルの一つの問題提起です。

ですから、先ほどのご説明は、要するに当時、世界銀行のマネジメント側の返答と全く同じであって、インスペクションパネルはそうではないでしょうと。現実には違うペーパーが理事会に流れてきていますよということで、インスペクションにかかっていると。し

たがって、この合意曲線が守られているかどうかということについては、少なくともブジャガリを通じて非常に疑問が流れているということは、皆さんには知っておいていただきたいんです。

村山委員長　それで、幾つかご意見をいただいて、世界銀行の経験もぜひ参考にすべき点が多いと思います。ほかの案件も含めて、この自然生態系、保護区域の扱いというのはたびたび議論になっていますので、私も改めてガイドラインを確認しました。委員長という立場を外して一委員として考える点をちょっとお話ししたいと思います。

改めて見ると、皆さんお手元にあると思うんですが、24ページに別紙3というのがある、ここには一般に影響を及ぼしやすいセクター特性、影響を受けやすい地域の例示というのがあります。ここで何が示されているかというと、JICAが行うプロジェクトのカテゴリーを行う際に、カテゴリーAに当たるものとして例示がされているということなんです。ここを見ると、24ページの一番下のほうに、3として影響を受けやすい地域の例示というのがありますが、(1)の最初に国立公園というのが書かれています。つまり、国立公園でプロジェクトを行う場合にはカテゴリーAであるという、そういう原則がここには書かれているということなんです。

今回議論になって、ほかの案件でも引用される別紙1というのがありますが、先ほどもご説明があったように、19ページに法令、基準、計画等との整合ということで、2番のところで、プロジェクトは原則として政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならないとなっています。決してここには国立公園という言葉は使われていないですね。ですから、文面からだけでは国立公園だから実施はできないということにはならない。この2つを見る限り、そういうふうに私は読みます。ですので、国立公園ということをもって即実施をすべきではないという判断にはならないのかなというふうに私は判断しました。ただし、国立公園は当然、自然保護を目的にしたところですので、その指定が特に自然保護を目的として指定した地域なのかどうかということを解釈するのが、恐らく19ページの内容なのかというふうに思っています。

今回は、今日いろいろ資料を出していただきましたが、このゾーンがそれに当たるのかどうかというのを判断しないといけない。先ほどの事務局からのご説明では、「原則として」という部分には入らずに例外扱いにするという、かなり踏み込んだ、私の感覚ではかなり覚悟を持ってお話しになったんだと思いますが、そういう扱いにするのかどうかということも、ある意味解釈の問題になってしまっているんですね。

もう一つ、19ページには、これは以前から満田委員がご指摘になっているように、生態系及び生物相に関する話があって、特に著しい転換とか著しい劣化に当たるかどうかということになりますので、これもある意味解釈の話なんですね。ですから、私個人の判断では、この時点でF/Sに進んではいけないという話にはちょっとなりにくいかなと思っています。そういう意味で、もちろんF/Sの議論の中でかなり厳しい意見を出していただくのは当然あるというふうに思いますし、ほかの案件でもそういう事例はありました。私もそのときに、自然保護という話ではなかったですけども委員長の立場でかなり厳しい意見を言った覚えがあります。

そういう意味で、繰り返しますけれども、国立公園だからということで、この時点でF/Sに進んでいけないという話にはなりにくいのではないかというふうに解釈をしています。ただし、調査をしていく中で、そのあたりが解釈上、やはりガイドラインに適合していないという判断は当然出てくる可能性はありますので、そのときにはそういった助言をしていくということになると思っています。

加えて、今回、非常に厳しい判断を迫られている。これはJICA側もそうですし我々もそうなんですけれども、それにしてはまだまだ十分な情報がないということもありますので、今後何らかの形で助言委員の中でも現地に行って話を聞くとか、そういったことが出てくれば、最終的なDFRの段階でより踏み込んだ議論ができるのではないかと考えています。

はいどうぞ。

満田委員 今の委員長のお言葉をもっても私は納得できないものがあります。委員長ご指摘の国立公園だからすべてがというのは、そうかもしれません。ただ、私は、確かに不整合はあるかもしれませんが、国立公園内で実施される国立公園の保護機能を増進させる事業であっても、念のためAとして見ていくんだという解釈も成り立つと思っています。

それから、生態系及び生物相の部分を挙げられて、この著しい転換または著しい劣化に当たるかどうかについては、F/Sの調査を待たなくてはならないというふうにおっしゃいました。それについても私はちょっと異論があるんですが、まあ仮にそうだとすると、これはつけ加わった規定であって、この規定があるから前のほうの保護地域についての文言が何か影響を受けるというわけではなくて、それぞれ別の規定として読むべきです。

ですから、私はあくまでこの文言、プロジェクトは原則として政府は法令等によって云々、自然保護のために特に指定された地域の外で実施されていなければならないという

のを、今やっぱり厳密に問わなくてはならないのかなと思ってまして、それは、私が前から主張させていただいているように、F/Sを実施するかしたときに、この文言に関するさらなる情報が集まってくるとは私は思っていないんですね。委員長がおっしゃったように、生態系及び生物相についてはより多くの情報が集まってくるとは思っています。ただ、やはりこの文言については今の段階で厳格に当たるかどうかというのは判断すべきだと思っています。JICA側の事情もよくわかります。実際問題、調査が始まって、どうするんだと思っていらっしゃるとは思うんですが、それであるなら、調査を始める前に、当然議論になったわけですから、この文言との整合性については改めてご検討をするべきであったのではないかなと思っております。

以上です。

村山委員長 私の解釈、繰り返させていただくと、法令等の整合性についてはある程度解釈の範囲かなというふうに思っていたんですが、ただ、最初に事務局からお話しになった点でいうと、今回は「原則として」という部分から外れる例外扱いとしてここについては解釈されるということなので、その点については一定の整理がされたのかなというふうに思います。

日比委員、どうぞ。

日比委員 私も国立公園だから抵触すると申し上げているわけではなくて、ここの19ページの2項にあるように、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域だから触れるということなので、これはちょっと明確にその点申し上げたいと思います。

それから、24ページに確かに影響の受けやすい地域に国立公園等あるいは保護対象地域というのは入っているんですが、私のここの理解は、当然この前の19ページのほうで、この保護区内では事業をしないわけですけれども、保護区外であっても、近隣のこういう地域に影響を与えてはいけないという理解でして、それがこの19ページの下部の生態系、生物相というところも、自然保護区の外であればやってもいいということではなくて、その際は自然、生息地、重要な森林等云々かんぬんということに配慮すべきだということだと思っていますので。今回のこの件でいけば、その流し込みの水力がどれだけの影響を与えるかを与えないかということと関係なく、このガイドラインに抵触するだろうというのが私の見解です。いやいや、これは原則としてということであって、例外なんだということでもしあれば、今日ご説明いただいた5つの点ということでは、少なくとも私はそれが例外だと、

なるほどというふうに納得は全くできなかったということを申し上げたいと思います。

村山委員長 田中副委員長から先に。

田中副委員長 いいですか。私は原則ということが少しこだわるわけですが、結論から言えば、「原則として」という解釈をどのぐらいとるかというのは、やっぱりどちらに解釈権を持つかと。JICA側が持つのか、この助言委員会が持つのか。そういう整理も必要だと思っただけですね。

つまり、これは、今19ページの問題になっている法令、基準、計画との整合の第1項と第2項の差があるわけです。第1項は、これは例外なくプロジェクトは遵守しなければならないと書いてあるわけですね。ですから、これは原則ではないんですね。第1項はこれは必ず遵守しなければいけないということですね。先ほどの案件で、環境基準を超えているところに事業を計画しているけれども、これはどうかという議論なんですけど、本当は、これを見ると、遵守しなければならないということからすれば、あれ自体は本当は認めていいのかという議論がちょっと頭をよぎったわけですね。これは、さておきます。

2番のほうは、「原則として」と書いてあるのは、これはかなりある意味例外があり得るということを前提にしている、含意していると思っただけですね。そこでいうと、先ほどの議論で、「原則として」は但し書きの括弧のことであると、こういう議論はあるんですけど、実は但し書きの括弧は「原則として」ということとかがかかっているわけではなくて、普通に、つまり、これ読み方としては、「原則としては」とってしまった場合にも、但し書きは残るわけですね。こういう地域の外で実施されなければならない。ただし、この限りではない。こういう読み方ができるわけで、あえてそこに「原則として」をかけてというのは、さらにもう一歩外側に、つまり、地域の外で実施されなければならない。ただし、目的とする場合はこの限りではないという、この規定のさらに外側に例外があるということですね。こういうふうに私自身は解釈しています。

そうすると、私の見解は例外規定はあり得るという前提です。そうしたら、その例外規定の幅あるいは要件をどのぐらい捉えるかということがありまして、これがまた人によって解釈があって、例外というのは100分の1ぐらいの確率であるべきという、そういう直感的に言えば極めて例外的なものであるという人もいれば、もう少し例外というのはアローワンスがあって、1割ぐらいはあり得るかもしれないねとかいう。人により差はあるかもしれません。

私は、ですから、「原則として」今回JICA側が出してきたこのことが、一つの「原則

として」を例外として認めるとするのは、相手国政府がいわば開発条件が一定の要件、つまり環境に配慮して、EIAの許可がとれば、開発を認めると。そういう法解釈を一応事前に打診した段階で提示をしたと。ということは、一定、開発を認めているということになり得るのかな、と私自身は思っています。ですから、そうするとこの例外規定に当たり得る、もう少し慎重に検討する必要がありますが。

つまり、これ以外の本当に実行可能な代替案がないのかとか、あるいは、本当に望ましくない影響が出た場合にきちんとした緩和策がとり得る計画になっているのかどうかと。そういう計画の内部、つまり計画の合理性とか妥当性をきちんと検証しなければいけないけれども、大前提とするこのガイドラインとの抵触関係でいえば、例外規定の中に一応読み込める可能性がある。だから、従ってその可能性についてきちんと検証していく必要があるというのが私自身の考えです。

以上です。

村山委員長 石田委員。

石田委員 僕は法律のことは、すみません、ばかなのでよくわからなくて、半分わからなくて聞いていたんですが、生物屋の端くれとして思うこととしてかなりクリアになってきたのは、僕は2番をずっと見ていたんですね。これはアヤゴ水力発電所、私、最初のマスタープランのときも助言をさせていただきましたので、ずっと見てきました。それで、だから2番だけをずっと見ていたんですね。2番を生物屋の観点から見ると、「原則として」という言葉がないと、これは自然保護を目指した場所なので、動植物のことを意識して保護していますから、完全にできるわけないですよ、こんなところでプロジェクトは。ただし、今ここで「原則として」という言葉があるので、これはやっぱり幅を持たせているんだなということがわかりましたが。だから、そこをどこまで認めるかですよ。

例えば、変な例ですけれども、クジラのように、クジラをとるかとらないかという話のように、エクストリーマーな立場に立てば、クジラはとっちゃいけないと、欧米系のNGO、日本でもいらっしゃいますけれども、私たちの仲間にもいますけれども、そういう立場をとるのか、それとも、いや、クジラはある程度は利用可能な資源だ、再生可能な資源だからっていいという、日本政府だとか研究者のような立場もとれるわけですね。その中で私たちがどこの立場をとるかという態度を決めるしかないと思うんですよ。それを私たちのほうにその権限が助言委員会にあるのか、それともJICA側にあるのか、それは僕はよくわからないんですよ。そこはちょっと本当に困ります、はっきり言って。

ただ、やっぱり「原則として」というのは、今、田中委員がおっしゃられたように、これはかなりきいているなと思いました。「原則として」という言葉がなければ、僕はこのプロジェクトをやっぱりやれないと思っていました。でも、「原則として」という言葉がある限り、何らかの次のアクションは恐らく可能なんですね。というふうに今は思っています。だからF/Sをやっていいと言っているわけじゃないです。やってもいいという意見ではあります。だから、「原則として」という言葉がある限り、絶対的にここではだめだというのは言えないなとは今思っています。それがクリアされて、初めてあとJICAが出された5つのことだと思えますよね。

ただ、もう一言だけ言うと、5つの中で3番目はちょっとナンセンスじゃないんですかね。実行可能な代替案がなかったら、やめればいいじゃないですか。すみません。この3番目は僕はよくわからない。最初からずっと思っていたんですけども。5番の現地において社会的に適切な方法で合意が得られること。これは得られるかどうかはやってみないとわからないので、5番目もちょっと条件にはなりにくいような気がするんです。それは次のステップなんですね。だから、「原則として」についてはそのように思います。

以上です。

村山委員長 高橋委員からいいですか。

高橋委員 先ほどの村山委員長のF/S調査、今、石田委員からも話ありましたけれども。そのF/Sのいわば位置づけといいですか、これをちょっと確認させていただきたい、お伺いをしたいと思っています。というのは、F/Sは、本来は原則、基本的には事業は実施できると、しかしそのいろいろ条件がクリアできるかどうかという調査になるわけですが、今回はそもそもJICAが支援をすべきプロジェクトかどうかというところでまだとどまっているわけですよね。そこがまだ明確にならないけれども、F/Sをするということが可能なかどうか、そのF/Sのいわば位置づけ、これをちょっと確認させていただければと思います。

以上です。

和田 すみません、電力課、和田です。

今の趣旨だと、電力課の所掌を超えるところがある場合、何か補足を地域部にお願いしたいと思うんですが。

電力課としましては、ちょっと言葉は難しいのですが、国立公園内の開発をやみくもに支援したいというふうなスタンスでまずは臨んでいないというのが1つございます。

ただ、ウガンダとして水力という選択肢を持ちたい場合にどのように開発すればいいのかという協力の相談を受けておりました、それで、たぶん放っておけばというか、日本が支援しなければ、たぶんアヤゴについてはウガンダ側で何らかの決断をして、開発が進んでしまうかもしれない。そのときに相談を受けた日本としては何ができるのかという部分も一生懸命考えてみると、影響を最小化するために何らかできることもあるのではないかとというようなことも考えて、調査に当たりたいというふうな気持ちではあります。

このF/Sが終わった後、アヤゴ水力の開発、それなりの資金が必要とされる案件になると思います。これについて日本政府が支援できるかどうかというのは、その後、その時点になって考える部分かとは思っております。また、F/Sの結果、ウガンダ側がこれはEIAを承認できないだろうというような結論に至ることもあるかもしれないという中で、是々非々で環境影響調査、この中で実施しながら、最適な開発計画というものを提案していきたいという気持ちで事業を実施しております。

ちょっと答えとずれてしまっているかもしれないんですが、すみません、私からの、補足です。

高橋委員 私が質問した意図というか趣旨は、やっぱりまずは前提のこのガイドラインの解釈というんですかね、これがはっきりしないと、事実が先行するような形でF/Sが進むのはどうかというちょっと疑問があったから、それをご質問させていただいたということです。

村山委員長 どうぞ、作本委員。

作本委員 ガイドラインのこの解釈ですが、19ページに2項目ありますね。前半のほうは、これは法令基準を遵守しなければならないということで、相手国の政府のということ、いわゆる大原則ですね。これではなければならないという大原則、いわゆる考え方のベースを出しているわけでありませけれども。

2番目に、「原則として」ということで、例外措置を前半で認めています。だけれども、「また」と書いてあるのは、これは私、「ただし」の日本語のむしろ間違いじゃないかと思うんですけれども。ただ、例外措置をとった場合でも、次のこのような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないと。ここからはちょっと村山先生の考え方に近づいてくるのかもしれないんですが、仮にこのような例外的な場合であっても、またじゃなくて、ただし、これでも重大な、程度の大い、このような影響をもたらすものは絶対やっちゃいけませんよという、そういう三段構えの、これ、構成になっているんじゃないか

と。ですから、1番目、2番目、さらに2番目の「原則として」を修正するような後半部分があるというふうを読むのが筋じゃないかなと。勝手な解釈をやっても生産的ではないのはわかっているんですが。

高橋委員 今の点、よろしいですか。

ちょっとその解釈は私は乱暴というか、無理に感じます。私の解釈は、この「また」というのは、自然保護地域以外、外から、例えば今日お話がありましたコスタリカの地熱とか、そういったような仮に自然保護地域の外からであっても、こういう地域内に影響を及ぼすということがないようにという意味で「また」という、そういう念を押し込んだものが入っているというふうに捉えるべきではないかと私は思います。

以上です。

村山委員長 ほかにありますでしょうか。

岡山委員。

岡山委員 すみません。私も最初るとき、マスタープランのときにかかわったんですけども、客観的にウガンダの電力需給のことを考えて、特にほかの発電方法と鑑みて、その中で例えば水力が非常に有力だと。さらに、水力の中で全体国土を見れば、このナイル川の中でつくれるところは非常に限られているんですよ。ビクトリア湖から出たところはすぐのところと、あとはカルマからのアルバートまでの本当に100キロ足らずのところ、これだけの逆に水力発電所をつくれる可能性があるという場所がわかっている。それがわかったのが最初の調査だと思うんです。プレF/Sをやったときに、その中でも特に次に来るのはこのアヤゴが一番有力でしょうということまでは、非常に理解しました。これは、技術的なところとしては全くそうなんだろうなと思うので。

例えばなんですが、まさしくおっしゃるように、ここで日本がやっぱりちょっとここに關しては、しかし立地が許されないの、フィージビリティ調査もできませんということを使った場合であっても、きっと別のドナーを探すだろうなと思うんです。なんですが、それでもこのJICAの日本の行う事業として、フィージビリティ調査ですらやるべきではないというのがこの原則論なんだと思うんですね。

すみません、私はとんちんかんなことを聞きます。ここでちょっとお聞きしたいのは、もう既にこのF/S調査は始まっているところで、今ここでこのような事情で、すみません、それを打ち切りますということになったときには、どうなるんでしょうか。

村山委員長 少しそちらで議論するのは難しいかもしれませんが。私の理解では、助言

委員会はそこまでの権限はないんですね。あくまで、8ページに書いてありますけれども、我々は特にカテゴリ-Aの案件について助言を行うというのが基本的なミッションだと思っています。

岡山委員 やめろと言っているわけじゃないんです。どうなるかという質問だけです。すみません。

村山委員長 そういう意味では、助言をしないかわりに特別な提言をするか、ワーキンググループを開いて個別の助言をするかという選択肢があるのかなと思っています。

松本委員。

松本委員 仮にそういう場合は、要するにアブステインというか、意思決定に関与しないという選択肢を個別の委員に認めてほしいと思います。要するに、これが将来、異議申し立てにかけられたときに我々は当然責任の一端を負うわけですから、私はその責任は負えないという意味でのアブステインがそれぞれに権利があるような内規というような形にさせていただいて、進めていただきたいというふうに思っています。

村山委員長 今の決定に関して、それぞれのご判断を明確にしておくということですね。

松本委員が今おっしゃったように、ガイドラインの中には助言委員会だけではなくて異議申し立てというもう一つのセーフガードがありますので、もし助言委員会がうまく機能しなければ、そちらでもカバーされる可能性はあります。

ほかいかがでしょうか。そろそろ7時なので、一区切りつけたいなとは思っているんですが。

平山委員、どうぞ。

平山委員 私はずっと発言を控えてきていたのですが、先ほど田中委員が言われたこの件に関する決定権、つまり原則で右左を決めるとすればその原則というものの意味を決定する権限がJICAにあるのか助言委員会にあるのか、どちらにあるのかという論点を提示されましたけれども、私はまさしくそこだけなのだろうと初めからずっと思っておりまして、どのようにこの規定を解釈するかというのは、私の先週申し上げた立場からすると、JICAがこれは自分たちはこういうふうに決めるから、こういうふうに助言委員会としては動いてください、こういう範囲内のテーマについて助言をください、そう言えば済む話であって、要するに、今申し上げているのは、もし解釈権がJICAにあるとすればということですが、それで、先週来というか、これは初めのころからずっとお聞きしているのは、最終的にEIAなり環境社会配慮の最終責任をお持ちになるのはどちらなの

ですか、JICAなのですかそれとも助言委員会なのですかということです。

それで、助言委員会で確定された文書というのが一体、法的にといいますか手続的に、どういう性格を持つのですか、ということはずっとお聞きしているわけなのですから、ずっとその点についてはきちんとしたお答えが出てきていないように私は感じております。

それが今のこの議論にも出てきていて、論点をきっちり整理するのであれば、先ほど田中委員が言われたこの条文の解釈の権限をJICAが持つのか助言委員会が持つのか、逆に言えばどちらが責任を持つのか、助言の扱いについても含めてですね、そのところをはっきりさせた上でないと、先ほど田中委員は実際にやってみて事情がどうなのか、よくわかった上でないとというふうな言い方をされたようにもちょっと聞こえたのですけれども、これはする前にやはり決めておかなければいけないことではないか、法律屋の立場からするとそういうふうに思っています。

村山委員長 先にどうぞ。

河野 ありがとうございます。もちろん、助言委員会の先生方に我々としては助言をお願いする立場ですから、以前も議論したと思いますけれども、どういった助言についても我々としてはお聞きしなければならないと思っています。田中先生から言われた、JICAと助言委員会と、どちらがこの場合では有権解釈するのかというのは、我々としてはJICAだと思っています。JICAがその事業を実施するかどうかという責任を持っていますので、助言委員会の先生方にこの案件を実施するということの責任はないのではないかと我々は思っています。

過去の有識者委員会の議論では、何も議論されていません。あるのはこの文言だけで、どう解釈するのかというのは、あくまで我々の責任で、我々が解釈して、どうやるのかということ整理して決めていくものだと思っています。ただ、もちろん、だからといって全く助言委員会の先生方のご意見を聞かないとか、そういったことはなくて、もちろんそういうことも踏まえながらやらせていただきます。本件についても原則としてこの指定した地域では実施しないと書いていますが、我々もそこは細心の注意を払って、基本的には事業を実施しないということです。ただ、ある一定の条件のもとで、事業を我々としても責任持ってやらせていただくということだと我々は理解しております。

満田委員 私もそれはJICAが責任を持つべきことだと思っています。ただし、私たち助言委員会もそのことに関する助言することは可能だと思っています。

それで、ちょっと1点だけもう一つ申し上げておきたいのは、ここで言う別紙2で対象プ

プロジェクトの意味合い、別紙1、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮も対象プロジェクトの意味合いなのですが、これはつまり今までの議論は、対象プロジェクトというのは、今後案件が形成されていって、資金協力をする段階について、ここについて考えればいいというふうな前提で議論がされているかもしれませんが、私の解釈だと、この対象プロジェクトというのは、JICAの協力事業、つまりF/Sを含んでいる、開発調査事業も含んでいるというふうに私は解釈しているんですね。ですから、この段階であってもここにある条項は基本的には満たされていないかならないのかなと。もちろん、グレーなものがあると思うんですが、少なくとも今の段階でわかっているものについては、やはりこの段階でこのガイドラインの規定とも整合性というものは問われるべきじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

河野 ありがとうございます。おっしゃるとおり、JICAの協力事業についてはこの別紙1は適用されるというのは、我々も同じ解釈をとっています。ただ、今やっている調査は、これは対象外ではないかと理解しております。協力準備調査は、我々がこのガイドラインで規定されているもの以外ではないかと思っています。開発調査についてはもちろん対象ですので、そこは検討しなくてははいけません。今回のアヤゴについていろいろと検討した結果、完全に我々としてできないという判断はしていなくて、あくまで可能性として実施し得るということを結論づけていますので、開発調査の中でも検討させていただいたという位置づけかと我々は理解しております。

村山委員長 二宮委員、どうぞ。

二宮委員 すみません、一言だけ。私は今のご議論を聞いていて、最終的には解釈をある程度クリアにして前に進まないといけないということで、解釈についてはどなたの主張もその都度納得できるので、あんまり私自身が何か明確な意見を持っているというわけではないんですが。感想にしかならないかもしれませんが、私はどっちかという経済の人間なものですから、いつも心配になるのは、じゃあここで関与しないという判断をすると、その後どうなるかという、何人かの方が言及なさったことはやっぱり気になっています。やっぱり何か関与をして、そして状況を変えるということをしていかないといけないんじゃないかなというのを何となく思っています。

それで、解釈にはいろんな解釈があって、それは議論をしながら判例みたいな形で積み重ねていかないといけないのかもしれませんが、基本的にはじゃあどういうスタンスで解

釈するかということになるんだと思うんですが、最初ガイドラインの改定委員会の議論があったときに、やはり原則は参加とそれから合意形成と情報公開という幾つかのキーワードがあったと思うんですね。合意形成がどこまでできるかどうかというのはいろんな議論があると思うんですけども、そこが基本的な、言葉はちょっと緩いかもしれませんが、スピリットといいますか、ガイドラインの根底に流れている精神みたいなものだったと思います。なので、やはり統治の主体は各国政府であるわけで、その統治の枠組みの中で政策決定をして何かをやるわけですから、ウガンダ政府がウガンダの政府の判断としてやるとなれば、日本からの援助が得られないとなれば、別のということを考えるのは理解できると。

ということになると、そういう状況の中で、日本は積極的に関与をして、そして参加というのはステークホルダーの参加というのもありますけれども、ドナーとレシピエントのお互いの協力という意味での参加ということもあって、そのかわり、そこがグレー、ダークにならないように、できるだけ情報を全部オープンにして、そうしないと中で何が行われているかわからなくなるので、関与することでクリアにしましょうというような、そういう精神があったのではないかというふうに、このガイドラインができるときの議論を見て、理解していたものですから、そうするとやはり関与をしないということのリスクみたいなものをとても感じてしまうんですね。もちろん、あいまいなスタンスで何にでも関与するということがあってはいけないので、そういう意味で今、日比委員とか松本委員とか満田委員の議論を伺っていて、確かにそうだというふうに思います。

ただ、その辺のところ、経済原則で、これから経済はどっちみち発展していくもしくは発展していこうということをウガンダ政府は目指すわけで、そうするとやっぱり電力を得る必要性というのは、これはウガンダに限らずどこでも同じ理屈なんですね。そうすると、あれだけ落差のある大きな、私は行ったことないんですけども、水の流があって、これを落ちてくる水を止めないで、そのエネルギーを利用して、そしてもとの流れに戻せるとい、そういうダムの水の力の利用の仕方というのは、日本でも小水力発電で小さな流れを使って、なるべく自然環境に影響を及ぼさないように、だけど上手に使う捨てるという、少し間に細工をしてあげることで、エネルギーを活用しながら環境に調和したことをやっていくというのは、特に山梨や長野の山間部で積極的に今はやられていることですし、そのエネルギーを活用しようという行為、相手国政府の行為にこちらが積極的に関与していくことで、その状況を変えていくというのはもとのガイドラインの思いに

沿うものじゃないかなという感じがしています。

なので、原則をきちっと捉えることの重要性とかかわることの重要性とどちらの重要性に重きを置くかは、これはスタンス、それぞれの委員なりの考え方になるんだろうと思いますけれども。関与しなくなるとどうなるかなということを考えると、ちょっと怖い感じが非常にするのが私の率直な感想にしかありません、申しわけないんですけども 気持ちです。

村山委員長 短くお願いしていいでしょうか。

米田委員 私も一言だけ言わせてください。やはりちょっと感想なんですけれども。

基本的に、私はこの事業をもしやると、かなりの影響があるだろうと思っています、生態系、特に動物等に対してですね。今私が見ている情報だけではどのくらいかというような判断はできないんですが。そこをきちっと見極めて評価して相手側に示してあげるといふことも、協力の一つなんではないかなという気がしています。ですので、最終的にダムをつくるまでやるかどうかの判断は別として、ダムをつくることによって一体どういう影響が起きるのかというのを、もうちょっと明確に相手に示してあげる必要があるんじゃないかなと思っています。

村山委員長 繰り返しますが、今回の事業、ダムではないです。流れ込み式の発電ですので、そこは確認をしたいと思います。

では、大分時間が過ぎましたので、いろいろご議論が出たんですが、決めるべきは、ワーキングを開いて委員会として助言をするかどうかということ。先ほど松本委員のお話もありましたので、私の記憶ではこういった形をとるのは初めてですけれども、ワーキングを開くかどうかについて皆さんのご意見を明確にしたいと思います。JICAから委員会への要請としてはワーキングを開くということですので、それに対して開かないほうがいいというご意見の方は手を挙げていただけますか。

日比委員 ちょっと意見つきでいいですか。もちろん、現段階でのご提示していただいている資料等から判断すれば、前に進むベースがないなという、いろいろ今日の議論をいただいて、確かにというところが、それぞれの委員の方のおっしゃることもそうなんですけれども、少なくとも今の段階では私は進むべきではないと思っています。ただ、それでもやっぱり進めるんだということになるのであれば、それはしっかりとその段階でやはりワーキングを開くなり何なり。そうならば私はワーキングに参加したいと思うんですけども、今の日程だと出張でいないので、どうしたものかという。そういう立場です。すみ

ません。

村山委員長 作本委員は何か。

作本委員 私も今、ワーキンググループに任せ切っているのかというときに手を挙げられなかったんですけれども、実はやはり全体的な検討を重ねないと、ワーキンググループの何らかの意見がひとり歩きしてもらいたくないという気がしています。あと、それと例外的な方法として、賛否両論併記という形の、そういう助言にはならないかもしれないけれども、こういう少数意見なりがあったという形の、よく最高裁がやるようなやり方ですね、そういうふうな形でまとまらなかったというような姿勢でもよろしいんじゃないかと。そのためにも、ワーキンググループで原案をつくられて、それを全員でまた見直すというような、そういうダブルの機会を用意していただきたいと思います。

村山委員長 確認ですけれども、先ほどワーキングに進まないほうがいいとされたのは、松本委員と満田委員とそれから日比委員、高橋委員もということですね。議事録にはその点、明確にしておきたいと思います。

作本委員おっしゃるとおり、この件については全体会で重ねてという方向もありますが、ちょっとその点について私は否定的で、そうすると全体会合を今の回数より増やすということになると思うんですね。もし、そういうご意見が多ければそうしますけれども、基本的にはワーキング会合を開くと。資料については委員の方々皆さんオープンという形で提示をしていただいていますので、それをご覧いただいた上で、ワーキングを開くとなった場合は、それについて助言案にさらにご意見いただくという形はどうかと思います。が、いかがでしょうか。

作本委員 今のお話でわかりました。ベースをどちらに置くかということならば、今おっしゃられたとおり、ワーキンググループをベースに置いて、それに対して意見をさらに求めて、さっきのを付記するというような形でしたら納得いたします。ただ、全員の目を見ることができるようにしていただいて、お願いしたいと思います。

村山委員長 加えて申し上げますと、両論併記というのは今までもありました。かなりいろいろな意見が出て、両論併記というのはありました。ですから、その形も今回あり得るというふうに思います。

それでは、大分時間過ぎました 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 1点だけですけれども。別にワーキングそのものについて特に意見というんじゃないんですが、先ほどお話をしましたように、このガイドラインの解釈が明確になっ

ていない段階でF/Sとかそういうものがひとり歩きというか、どんどん事実先行していくということに今危惧を非常に抱いています。

以上です。

村山委員長 そういったご意見もあるということですね。ただ、一方で事業を進めないと解釈が固まっていけないというのもあると思うんですね。そこは難しい点だと思うんですが。

短くお願いします。

平山委員 はい、短く。確認したいのですけれども、最終的な有権解釈の権限はJICAにあるのだというご見解だということに加えて、もう一つ確認しておきたいのは、もしJICAのほうで解釈されるとすると、「原則として」のいわば例外のそれを基礎づける考え方といいますか、根拠というのは、今日お示しになったこのペーパーであると、(1)から(5)ということであると理解をしておいてよろしいのかということですので。

河野 今回お示ししたのは、ガイドラインの規定と、その精神に基づいて、我々としてこういった点を確認すればいいのではないかという判断をしたということです。今後の案件についてこれを適用していくかどうかというのはまた議論があるかと思いますが、基本的にはこういった点を我々としては重視して考えていきたいと思っております。

平山委員 でも、これに対しては幾つか意見がありましたよね。これは当たり前ではないとか、3番とか4番、5番とかというところを具体的に挙げて反論されたことがありますけれども、それに対する説得的なご説明というのはまだないと思うのですけれども。

河野 そうですね。すみません。時間の関係もあってまだその話はしていないのですけれども、我々としては従来もその点については厳しくもちろん見ていこうと思っています。おっしゃるとおり、幾つかの項目についてはほかの案件でも見ているものでありますし、それ自体は我々も認めるものです。ただ、そうはいても、各項目について、従来より、もっと厳しい目でハードルを上げて確認をしていこうと思っています。

石田委員 すみません。非常にナイーブな考え方かもしれませんが、アヤゴのこの件に関しては、分析を進めて、その上でまた判断するというのを僕はしたいというか、正しいんじゃないかと思うんですね、今これだけ資料がそろってきて。それがひとり歩きしてほしくないとも僕も思っていますし、場合によっては条件づけでそういう意見を私も言いたいと思います。でも、すみませんが、そこから先は僕はわからないので、やっぱりあくまで分析だけはしてみたいというふうには思っています。

以上です。

村山委員長 それでは、先ほど皆さんの意思を確認させていただきましたが、ワーキングに進まないほうがいいと表明されたのは4名で、今16名いらっしゃいますので、16人中4名ということですので、私としては、ワーキングを開いて助言委員会として助言を出していくという形にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

満田委員 委員会としてそういうふうにご判断するのであれば、それはしようがないかなと思っていますが、私はやっぱり強い疑問を持っています。これはやはり現段階で私はガイドライン違反である、JICA側が示した「原則として」の解釈も、これは承服しがたいものだと考えています。さらに、少なからぬ費用をかけて協力準備調査、かなり大きい調査ですよ、協力準備調査にしては。2年間ですよ。そういった規模のF/Sをやるに当たって、現段階でガイドライン違反がかなりはっきりしていると私は思っているんですが、それを貴重な国税を使ってやっていいのかどうかというのは、強い疑問を持っています。それだけちょっと申し上げておきたいと思います。

村山委員長 では、松本委員で最後にしたいと思います。

松本委員 私もワーキンググループを開くことに反対した者としては、ワーキンググループから外していただきたいというふうに思います。

村山委員長 では、よろしいでしょうか。

日比委員 私は反対ではあるんですけども、開かれるので。いないんですけども、メールなり何なりで意見は提出させていただきたいと思います。

村山委員長 よろしいですね。基本的には、委員の皆さんに文書はすべてオープンになりますので、それに応じてご意見いただければと思います。

それでは、大分長くなりましたが、この件についてはこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、あとその他がありますので、事務局からお願いします。

河添 その他1つだけ、すみません。2月6日にカンボジアの国道1号線の報告会を行いました。その報告会において福田、満田氏より幾つかご指摘をいただいていたしまして、その一つの答えとして、補償額の計算とか、あと住民移転の実施状況や苦情処理の対応等をまとめた報告書について情報公開することになりました。この中にも何人かの方が報告会に出席されていたので、この席を借りてお話しさせていただきます。その報告書はウェブサイトに乗っています。内容の詳細はここで話しませんが、ウェブサイトのどこに

載っているか、ご関心ある方はお問い合わせください。私のほうで情報を提供させていただきますので。ちなみに、助言委員会のその他というところ掲載されているのですが、分かりにくい場合は、問い合わせてください。

以上でございます。

村山委員長 では、よろしいですか。

それでは、委員の方からなければ、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後7時24分閉会